

議 事 日 程 （第 1 号）

平成26年 3 月 4 日（火曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 一 般 質 問
- 日程第 6 議案第 1 号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 7 議案第 2 号 東白川村道の路線廃止について
- 日程第 8 議案第 3 号 東白川村道の路線認定について
- 日程第 9 議案第 4 号 東白川村議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 5 号 東白川村職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 6 号 東白川村定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について
- 日程第12 議案第 7 号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 8 号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第 9 号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第10号 東白川村総合計画審議会設置条例を廃止する条例について
- 日程第16 議案第11号 東白川村法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第12号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第13号 東白川村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第14号 東白川村社会福祉医療施設等整備基金条例について
- 日程第20 議案第15号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第16号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第22 議案第17号 平成25年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第23 議案第18号 平成25年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第24 議案第19号 平成25年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第25 議案第20号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第26 議案第21号 平成25年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第27 議案第22号 権利放棄について
- 日程第28 議案第23号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第29 同意第 1 号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ

いて

日程第30 同意第2号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第31 同意第3号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第32 同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について

日程第33 同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について

日程第34 同意第6号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について

日程第35 同意第7号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について

日程第36 同意第8号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について

日程第37 議案第24号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

日程第38 議案第25号 東白川村議会議員の平成26年度における期末手当の割合の特例に関する条例について

日程第39 議案第26号 東白川村常勤の特別職職員及び東白川村教育長の平成26年度における期末手当の割合の特例に関する条例について

日程第40 議案第27号 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第41 議案第28号 東白川村研修館設置条例の一部を改正する条例について

日程第42 議案第29号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例について

日程第43 議案第30号 東白川村簡易水道分担金徴収条例の一部を改正する条例について

日程第44 議案第31号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第45 議案第32号 東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第46 議案第33号 東白川村母子健康センター条例の一部を改正する条例について

日程第47 議案第34号 東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例について

日程第48 議案第35号 東白川村国保診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第49 議案第36号 東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程第50 議案第37号 東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例について

日程第51 議案第38号 東白川村民センター条例の一部を改正する条例について

日程第52 議案第39号 東白川村農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例について

日程第53 議案第40号 中川原水辺公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第54 議案第41号 東白川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第55 議案第42号 東白川村準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第56 議案第43号 東白川村小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第57 議案第44号 東白川村文化会館条例の一部を改正する条例について
- 日程第58 議案第45号 東白川村運動場条例の一部を改正する条例について
- 日程第59 議案第46号 東白川村防災センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第60 議案第47号 平成26年度東白川村一般会計予算
- 日程第61 議案第48号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第62 議案第49号 平成26年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第63 議案第50号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第64 議案第51号 平成26年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第65 議案第52号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第66 議案第53号 平成26年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員（7名）

1番	村 雲 辰 善	2番	桂 川 一 喜
3番	樋 口 春 市	4番	服 田 順 次
5番	今 井 保 都	6番	安 倍 徹
7番	安 江 祐 策		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	安 江 弘 企	会 計 管 理 者	安 江 誠
総 務 課 長	松 岡 安 幸	村 民 課 長	安 江 清 高
産 業 建 設 課 長	小 池 毅	教 育 課 長	安 江 良 浩
国 保 診 療 所 事 務 局 長	安 江 宏	監 査 委 員	安 江 正 彦

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 書 記	今 井 修 輔
------------------	---------

◎開会及び開議の宣告

○議長（安倍 徹君）

ただいまから平成26年第 1 回東白川村議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安倍 徹君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1 番 村雲辰善君、2 番 桂川一喜君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（安倍 徹君）

日程第 2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月 14 日までの 11 日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 14 日までの 11 日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（安倍 徹君）

日程第 3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

○監査委員（安江正彦君）

平成26年 3 月 4 日、東白川村議会議長 安倍徹様。東白川村監査委員 安江正彦、同じく今井保都。

例月出納検査結果報告。

平成25年11月分、12月分及び平成26年 1 月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定により報告する。

記 1. 検査の対象 平成25年11月分、12月分及び平成26年 1 月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成25年12月25日、平成26年 1 月24日及び 2 月21日。

3. 検査の結果 平成25年11月末日、12月末日及び平成26年1月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上です。

○議長（安倍 徹君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（安倍 徹君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

それでは、議員派遣の件を説明いたします。

派遣名、目的、派遣場所、期日、派遣議員の順に読み上げたいと思いますので、よろしくお願いします。

1. 中学校卒業証書授与式、青少年の健全育成に資する、中学校、平成26年3月7日、議員全員。
2. 第16回東白川村保健・医療・福祉三施設合同研究会、保健・医療・福祉に資する、保健センター、3月7日、議員全員。
3. 消防団入退団式、消防団活動の活性化と防火防災に資する、はなのき会館、3月16日、議員全員。
3. 小学校卒業証書授与式、児童の健全育成に資する、小学校、3月25日、議員全員。
4. みつば保育園卒園式、園児の健全育成に資する、みつば保育園、3月28日、服田順次議員、安江祐策議員。

下段にあります議長決裁による議員派遣したのですが、説明はいたしません。お目通しをよろしくお願いします。

以上で議員派遣を説明いたしました。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、また議長決定分については承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定いたしました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（安倍 徹君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は3名です。

通告順に質問を許可します。

3番 樋口春市君。

〔3番 樋口春市君 一般質問〕

○3番（樋口春市君）

今回は、現在継続中の事業について質問をさせていただきます。

村長は、2期8年間にわたり財政健全化に努め、ひたすら努力をされてまいりました。実質公債費比率も26.5%あった比率を12%にまで半減し、財政調整基金も1億円を切っていたものを、24年度で8億円を積み立てられ、災害時、不測の事態への備えができたものと思います。できれば、その一部を投資して村の活性化に取り組む思いもお持ちであったものと思いますが、12月の定例会で2期8年間限りでの退任を決意されたわけですが、現在、診療所運営の見直しを図るため、コンサルタントを入れ、診断が行われている時期でもあります。

また、国道256につきましては、神土、佐見に至る区間は、長い間手つかずのまま整備されなかったところが、ようやく少しずつでも改修も始まって、地域の方々におきましては、今後に期待をされていたやさきのことです。この整備につきましては、関係機関、県・国への村長の働きかけがあつての整備ですので、今後、後任者へ引き継ぎには、村民の皆さんの期待を裏切ることのないことが大切であります。

村長が目指されている持続可能な村づくりの推進や、現在行われている事業の継続をしっかり引き継いでいただけるのか、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

樋口春市議員の質問にお答えをいたします。

お話のように、また村民の皆様、議員の皆様には、長い間お世話になりましたが、最後の議会となりました。御指導ありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

さて、御質問の診療所運営の件でございますが、コンサルの診断も出てまいりますが、村民の健康維持のために重要な機関・施設でございます。25年度の余裕金から、保健福祉施設に使用目的を限定した基金をつくりたいと思っております。診療所やせせらぎ荘が経年劣化しておりますので、総合的に計画をし、その中での対処をしてまいりたいと思っております。

それから、国道256の改良も、議員御指摘のように少しずつですが進んでおります。交渉を進めておりました永本さんの土地を、2月27日に買収の契約をいたしました。先年に村の土地の分だけ歩広めが完成しておりましたが、その続き300メートルが26年度中に完成をいたします。

その他の私の思いは次期村長に引き継いでまいりますが、もちろん現在進めている事業は、村長がかわっても完成をいたしてまいります。しっかり継続をしてまいりますので、樋口議員もぜひ続投をしていただき、続いて御指導をいただきたいと考えております。どうかよろしく願いを申し上げます。

〔3番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

再質問、3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

国道256につきましては、緊急輸送道として認められて、また特に東白川に限らず、白川町におきましても高齢化が進んでいるということで、この256につきましては、頻繁に救急車も出動をしているということで、安心・安全な国道を目指していただいて、村民の皆さん方に安心して使っていただけるように早急な改修が必要でございますので、しっかりと次期村長に引き継いでいただきたいと思います。

また、診療所につきましても、現在、1カ月に2日間の1時間余りの休日診療が行われておるわけでございますけれども、日ごろ定期的に検査を行われてみえる方にとっては非常に有利であるし、使い勝手もいいわけでございますけれども、高齢者の方や、また小さなお子さんをお持ちの方にとりましては、これが予約制にもなっており、また1時間限りということで、その時間に合わせて病気になるというわけにはまいりませんので、診断結果も含めて運営を見直していかなければならないと思いますので、村民の皆さん方に安心して使っていただける診療所を目指していただかなきゃならないと思いますので、この点についてもお願いをしておきます。この診断結果がいつごろをめぐり出すことになっておるのか、この件についても再度お聞きをしたいと思います。

また、基幹産業であります農林業におきましても、林業は特に材価も上がってこない、木材価格が低迷している中で、本当に厳しい状況でございます。それとともに、フォレストスタイル事業も民営

化に向けて現在勉強をされておる。これにつきましても、しっかりと土台を築き上げて、今後きちんとサポートをしていただかなきゃならないと思いますので、この件もお願いをしておきます。

また、お茶農家につきましては、今度、基金も新たに設立されるということでございますけれども、昨年のような大きな凍霜害の被害があると、肥料代も賄えないという農家がたくさんふえてきております。基金は基金として、これもサポートされなければならないと思いますので、この件についてもお願いをして、もう一步踏み込んだ村長のお考え、思いをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

御質問いただきました診療所の経営コンサルの委託事業の経過といいますか、議会への報告につきましては、3月10日の全協の一番最後のところで御報告させていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

議員おっしゃるとおり、256の問題は、今後、東白川村の道路においては一番先頭を切る大事な道路であると思っております。黒川への道路が通じて非常に交流がよくなったということもございしますので、何とかこれは名倉ダムを越えて佐見まではぜひともよくなるように、白川の町長とも話し合いながら、一日も早く改良をしてまいりたいと。

県のアクションプランも終わりましたので、少しずつ県のほうの予算も緩くなってこないかなというの、これは期待でございますが、しております。今回の永本さんの土地の買収に当たっても、少し高い要求をされておまして、私はじっと我慢をしておりましたが、土木事務所のほうから、予算がついておるから早くしてほしいというお言葉をいただいて、やむなく、少し高い金額でありましたが、全量を買収して、道路に充てるところは一日も早く道路をつくっていくと、こういうつもりでおります。

また、各農業問題におきましても、樋口議員は熱心にお考えでございますので、この次の村長も当然これは行っていくものでありますので、基幹産業については、一日も早く皆さんの安心で生活できる基盤をつくることでございますので、頑張ってもらいますので、どうか今後とも御指導をいただきますようお願いを申し上げます。

〔3番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

ぜひとも村長の2期8年間のノウハウも含めて、しっかりと村民の皆さん方が安心・安全に生活できる村づくりを進めていただけるように引き継いでいただきたいと思います。まだ1カ月余りの

任期がございすけれども、本当に２期８年間、大変御苦労さまでございました。ありがとうございます。

○議長（安倍 徹君）

５番 今井保都君。

〔５番 今井保都君 一般質問〕

○５番（今井保都君）

第５次総合計画について提案。

安江村長は、１２月議会で今期限りの退任を表明されましたので、一般質問を受けていただくのは最後となりました。平成２７年度スタートの第５次総合計画の策定をされていると思いますが、先般のアンケートで村民から多くの御意見が寄せられました。私も、いま一度提案したいと思いますので、お願いいたします。

まず初めに、第４次総合計画でやり残したことがあれば、優先的に取り組んでいただきたいと存じます。

産業活力面では、国では、産地ブランドを保護するための法案を国会に提出する予定だという記事がありましたが、村の特産品であるお茶、トマト、牛肉、ヒノキ等を行政が保全やＰＲに積極的に関与して、県がもっと地域を代表する産品を支援していただけるよう働きかけてほしい。

観光面では、自然が豊かであるだけでは強みにならないので、例えば清流白川を活用した施設の充実と利用開拓をしていただけたらと思います。

東白川村雇用促進奨励制度は、Ｉターン・Ｕターン者を対象にしておりますが、村民で働く意欲のある再就職者も、年齢を問わず対象にしていきたい。生活環境面では、外国人妻の里帰りの費用の一部を助成できたらと思います。

また、村のごみリサイクル率は全国でトップクラスです。現在、連合ＰＴＡ主体で取り組んでいる資源回収は、捨てればごみ、分ければ資源といった状況にあります。資源回収で地域の輪、人の輪、循環の輪をしっかりと育てることができます。子供が減少している状況なので、村全体で取り組む体制が必要ではないでしょうか。

それから、現在、全国的に独居世帯がふえ、３割を占めると言われております。これでは「家族」という言葉が失われてしまいます。大家族とまでは行かなくても、２世帯、３世帯家族が村でふえる対策が必要だと存じます。２世帯、３世帯住宅の建設、増築、リフォームも含め、支援があったらよいと存じます。

安全確保では、治山治水事業で完成している砂防の点検、保全などが必要だと存じます。

それから、美濃加茂定住自立圏で８市町村が災害時の相互応援の協定を結ばれておりますが、災害時の連携のみならず、ふだんからＣＡＴＶで近隣の情報を流していただきたいと思います。

地域活性化を図るために、名商大跡地の利用が可能になるよう、地権者である大学側との話し合いを実現して進めていただきたいと思います。また、跡地利用については、雇用につながる総合施設等が望まれます。

民生福祉面では、介護施設の充実、また介護施策の転換で施設から在宅へと移されるようです。地域全体をみんなで支える必要性があります。そして、何よりも元気な高齢者のための共同生活ができる施設が欲しいものです。

最後に危機管理についてですが、行政として危機管理を果たす役割やシステムがいま一つ村民に伝わっていないように感じますので、徹底していただきたい。

以上、申しましたが、第5次総合計画はさらなる村の発展につながる重要な計画ですので、絵に描いた餅にならないようお願いしたいと存じます。村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

今井保都議員にお答えを申し上げます。

今井議員には、第5次総合計画に盛り込む施策をほとんど御指導いただいたような感じがいたします。保都議員には、4期15年お務めをいただきました。大変御苦労さまでございました。どうか来期も議員として御指導をいただきたいと思っております。

総合計画は、26年度の一年かけて策定をいたします。たびごとに議会へも御相談申し上げますので、どうか御指導をいただくようお願いをいたします。そして、村民の皆さんにも詳しく説明をいたしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、CATVの広域化については前向きに進めておりますが、これは機材が必要でございますので、なるべく早く、こういうことでお許しをいただきたいと思っております。

また、名商大の土地については、毎年御挨拶に伺ってパイプは通じておりますので、村の使用計画によって話し合いができるものと思っておりますので、次期村長にも頑張ってくださいように申し伝えます。

それから、高齢者の問題については、12月議会で議員の提案もございましたので、新年度にプロジェクトチームを立ち上げる予定でございます。一部予算もお認めをいただきたいと思っております。そこで1年間かけて十分に高齢者の問題について、この施設だけでなく、大きな広い問題がございますので、プロジェクトチームで勉強してまいります。もちろん議員の皆様にも御報告は申し上げます。

危機管理につきましては、26年度予算に防災無線のデジタル化や防災用の太陽光発電を計上いたしました。防災無線をデジタルで行うことは、今までに比べ数回線を使えることにより、災害時に素早い対処ができることになります。また、防災用に太陽光発電と蓄電池を中学校と役場と五加センターに設置いたします。グリーンニューディール基金事業は、国の100%補助で建設し、災害時は避難所として使い、ふだんは施設で使う電力を賄います。

また、御指摘のように、村民の皆様にもわかりやすく説明をしてまいりたいと思っております。

議員御指摘はまだまだたくさんございますが、お説のとおりでございますので、次期村長へ引き継いでまいりますので、どうか議員もまた議員として御指導をそのたびにいただきたいと思いますので、

よろしくお願いを申し上げます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

5 番 今井保都君。

○5 番（今井保都君）

それでは再質問で、次期村長がどなたになっても、持続可能な村づくりは当然ですので、今回、答弁がありましたけれども、安江村長の思い、お考えをぜひ次の村長にバトンタッチできる形を明確にさせていただきたいと存じます。

最後に、それについての村長の意気込みをもう一度お聞かせを願えたらと思いますので、お願いいたします。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

私は、村長をやめましても一村民でございますので、多少時間出てまいりますので、またいろいろでお使いをいただきたいと思いますとはおりますが、意気込みと申しましても、今度は新しい村長にハッパをかけまして、頑張れと応援をしてみたい、こんなふうに思っておりますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

2 番 桂川一喜君。

〔2 番 桂川一喜君 一般質問〕

○2 番（桂川一喜君）

議会改革に対する村長の考えを伺いたいと思います。

議員になり、既に4年たったわけですが、まだまだ議員として議会の全てを学び切れていないことを実感しています。そこで、議員の大先輩でもあり、議会の予算を与える立場でもある村長に伺います。

議会が活動をするに当たっては、当然議会が主体性を持って活動すべきであり、主体性を持って活動できなければいけません。しかしながら、実際に活動するための予算については、村長が立案権を持っているため、議会の自由になり切っていないのが現実です。

よく議会と村長は村政における車の両輪に例えられますが、実際には、村長が運転手であり、行政が車体、議会はハンドルやブレーキの役割を担っているにすぎません。すなわち、村長が議회를積極的に利用しようとする意思がない限り、議会はその力を十分に発揮できない仕組みになっております。本来、議会運営に必要な予算を議会が発案し、それを村長が予算化し、議会へ提案する。それが速やかに行われるのが理想ですが、どうしても村長の意向がそこに大きく影響し、なかなか理想どおりにはいきません。

そこで、議員経験も十分あり、議長も経験され、双方の立場を十分理解してみえる村長の意見を

伺います。今後、議会改革をすることを踏まえてお答え願えると助かります。

村長が理想とする議会とはどのようなものであるか、議員に何を望むのか、議会と村長との関係はどうあるべきか、次の村長に引き継いでほしいものは何か、そして新しく期待するものは何か。そのほかにも、村長から見た議会のあり方について考えておられることがあれば、ぜひお聞かせ願えるとありがたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

桂川一喜議員にお答えを申し上げます。

議会の予算と議会改革の御質問でございますが、まず予算については、議員の皆さんには賞与5%カットをお願いしているだけで、ほかは一般的な予算だけで申しわけないと思っております。

それから、議会を利用するということは考えておりませんが、議会が村民のために力を発揮していただくための予算は、また事務局へ申しただければ、増額とか、その他行うことはやぶさかではございません。議会が議会の予算を発議するということはできんと思いますが、事前に事務局へ来てお話をいただきたいと、こんなふうに思っております。今の皆さんの議会は、他町村の議会と比べても見劣りするところはないと考えております。ますます切磋琢磨されて、住民のためにお働きいただきたいと考えております。

私は、今の議員さんとは4年間、おつき合いをさせていただきました。その前の4年間、また自分が議員であった11年間を振り返りますと、議員と村長が考えることは、村民にどうすれば喜んでもらえるかであります。議員のチェック機能、指導、提案、これは村民からの提案も含みますが、即座に実行できなくてもよいものであれば、大きくなったり、小さくなったり、遅くなったりすることはございまして、いつか実現するものであります。私も、初めて議員になったときに思ったことが、10年たって実現したことがございます。村長は、気にしていてもできないことがございます。議員の皆さんが言っていただくとやりやすくなるという事件もございます。執行は村長ですが、議員さんの言われることは記憶の中に長くとどまります。私は両方経験させていただきましたが、まさに車の両輪であると考えております。円満に話し合いながら村政に臨むべきだと考えます。

私は、首長と議員がいがみ合ってうまくいかない自治体をたくさん見てきました。桂川議員も2期目、3期目を目指し、美しい東白川村、安心・安全で住みよい東白川村を末永く維持していただきたいと思っております。どうか今後とも大いに頑張ってくださいますことを御祈念申し上げて、お答えといたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

ただいま村長、大先輩から、まことにありがたいお言葉の数々をいただくとともに、改めて議会

運営をきちんとやっていくことが、村全体、村民のためになるであろうということを再度確認させていただきました。

ただしと言ってはなんですが、せっかくのお褒めの言葉を逆手にとるようで申しわけありませんが、次の言葉がまずひっかかってしまいます。

実は、他の町村と比べても遜色のない議会であると、これは非常にいい褒め言葉だと捉えておきたいんですが、残念ながら近隣の市町村における議会の状態が今どうなっているかといいますと、選挙のあるたびに、なかなか議員のなり手がいないというのが近隣の市町村における現状になっております。当然、同じように褒めていただいたということは、逆に言うと、この村にとっても同じような問題がそのまま引き継がれているということを逆に確認することになってしまいます。

それで、地元でいろいろ聞かれたときに、議員になぜなり手がいないのかということを御相談したときに、こういう言葉を聞きました。議員になっても仕方がないんだと、自分が議員をやっている立場からすれば非常にショックな発言ではありましたが、残念ながら、村民がそう思っているということを聞かされたことが実はショックでありまして、今、村長がおっしゃられたように、両方の立場を理解してみえる村長から言わせてみれば、当然議員の力、議会の力というのは村政に反映されているんだということ、それは今のお言葉にありましたし、実際、自分が議会で4年間やってきました結果、確かに議員としては、村政に対して何らかのアクションはできているし、自分がやってきたことは無駄にはなっていないということも実感しております。ただし、一般の村民がそう捉えていないということが実は非常に危険であり、自分としても何とかしなければいけないという危機を感じました。

実は4年間の中で、議会報の編集というものにも携わらせていただきましたときに、議会報の役割というのは、ただ単に議会で何が起きたかということを知らせるだけではなく、議会というものが、村民の代表として、村民の力を行政に反映されているということをより多く村民の方に実感していただく。そのために、ああいう広報が大切ではないかということで、4年間に広報のあり方も大分変わってはきました。ですが、まだまだ先ほどの村民の声を聞きますと、不十分だなと。もっともっと議会というものが理解されることも大切だと。やることをやっていけば全ておさまるのではなくて、それが最終的に村民に理解されてこそ本物になるんじゃないかということを実感しております。

ですので、先ほどおっしゃられた村長のお言葉を大切にすれば、また今後、村民にその思いがストレートに伝わっていくような努力を私らもしていかなければいけないということを実感するとともに、先ほどの議会報でありましたように、議会報といえども、予算がついてこそ全ていろんなことができます。やはり、どうしても予算という枠の中でしたいことがなかなか十分できていないというのも実態ですので、そういうときには、先ほどおっしゃられましたように、必要とあらば予算を提案していただき、再度、私なりにその予算を認める形で実現していけるといいかなと思います。

先ほどは、議会に関する予算の部分で人件費の部分だけ少し触られて、あとの議会運営費のこと

を言われましたけれども、それ以外にも、４年間で非常に村長が予算化していただくために必要な、議員として、議会としての大事なものについて、ちょっと質問を入れさせていただきます。

それは何かといいますと、４年間、議員になりましてやってまいりましたが、条例を確認するという作業をしたいときに、自由に条例が確認できません。本来、そんなことがあってはいけないわけです。僕は条例に基づいて予算を考え、それから条例の変更は、もちろん条例に基づいて変更を考えていかなければいけないわけですが、その条例集、村が持っている例規集というものを自由自在に閲覧することができていません。ですので、ぜひ早急をお願いしたいことは、この条例というものをきちんと僕らが確認できる、それだけではありません。条例というのは誰のためにあるかといいますと、僕らのためではなくて、村民のためにある、村民と行政が約束を交わしている一種の契約書みたいなものです。村民も自由にその条例を閲覧することが可能でない限り、どうしても行政、議会に関しての住民側の不信感というのが払拭し切れないような気がしております。

ですので、再質問の中で、一番大事ではありませんが、条例に関する今後の整備のあり方について少し質問させていただきたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

参事。

○参事（安江弘企君）

条例についての質問ですけれども、現在、条例についてはインターネットで公開できるように準備を進めております。来年度以降になると思いますけれども、インターネットで見られるような状況に整備をしておりますので、しばらくお待ちをいただきたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

議員の御質問の中にございました、なかなか村民の方で議員になり手がなくて、議員になっても仕方がないということを言われたというお話ですが、これはいろんな方が見えますので、そういう御意見も当然あるかと思ひますし、また議会報を一生懸命つくっていただいても、村民全員が読んでくれたかという、そうでもない場合もありますので、全員をまとめてあれするという事はなかなか難しいと思ひます。わかっただけの方があれば、まだ知らない方もあるという場面がいろいろござひます。しかし、議員が一生懸命やってみえるということは、知る人ぞ知るでありますので、これは、そんなに全員の方にどうしてもということになりますと非常に肩が凝ってまいりますので、どうか肩の力を抜いて、自分のやるべきことを一生懸命やると、こういう姿勢が皆さんに受け入れられるものと思ひます。

私も議員のころは、こういう場面を村民に見ていただくということにはござひませんでした。傍聴がない限り、CATVで放送するというようなことはなかったわけですので、まだまだそういう問題が多くあったと思ひますが、現在CATVで放送しておりますので、それでは全員の村民が見ておるかという、そうでもないということは、やっておるほうは理解をしていかなくてはなりませ

ん。私も村長を一生懸命やっておりますが、村長がどんだけ一生懸命やっておるということをどれだけの人が知っておってくれるかということは、別に気にしておりません。私がやるべきことを一生懸命やればよいと、私はそういうふうにかけて過ぎてまいりました。また、皆様方にもその辺の御不満はちょいちょい聞かれることもあるでしょう。議員は何やっているのかというようなことが言われることがございますので、どうかその辺はぐっと理解を広めていただいて、私はこういうふうで一生懸命やっておりますよと、こういう自問自答をしていただければ自分に励みがつくのではないかなと思いますので、どうか頑張ってくださいますことをお願いいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

さっきの条例の話につきましては、ぜひ早急をお願いしたいと思います。私らのための道具でもあり、村民にとっても大事なものでありますので、早く村全体で共有ができる条例というものを実現していただきたいと思います。

それと、今、村長がおっしゃられましたことは、本当に心にしみまして、つつい上辺というか、方法論に考えが行きがちでしたけど、やっぱり村長じゃありませんけど、自分の仕事に誇りを持って、自分のやっていることに自信があれば、それはいずれ村民に伝わるだろうということを、自分のほうでも反省をさせていただきました。

また、「ただし」という言葉を使って失礼ですけれども、村民に対しては、そういう形で何とか誠心誠意、自分の仕事を全うすることで伝わるであろうということを信じていきたいと思います。

その、ただしの続きは何かといいますと、先ほど申されましたように、議員の中でも東白川でも大体同じようなレベルで議会運営がされているという、それはお褒めの言葉として捉えましたけれども、せっかくですので、逆にこんな小さい村ではありますが、郡の中でも理想となる議会、もしくは県、全国の中でも理想となる自治体を目指していくぐらいの目標を持ちながらいったら、ひょっとしたらもっともっと何か明るい議会、先が見えてくるような。だから、村民に対してのアピールは、先ほど村長が言われたように、頑張ればいい。じゃあ、村外に対してのアピールを何か、今、議会改革というのを実はこの春、議長さんがぜひやりたいということを述べられて、この1年間も何かあるたびに「議会改革」という言葉がキーワードで出てまいりましたけれども、議会改革の目的の中でも、対外的なアピールというものがもし加われば、何か村民の誇り、村民が持っている、うちはこういうすばらしい議会があるんだということを胸を張って村外に言えるというようなことも可能性としてはないかと思いますので、今度は村外に対する村長の議会のあり方についての考えを伺いたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

村外に対してどうかというアピールについては、私は余りやったことはございませんのでわかりませんが、議会の外から見れば、村外に、あなた方が私たちはこういうことをやっていますよと言われれば、結構アピールになるんじゃないでしょうか。先ほど申し上げました、よその市町と比べても遜色はないということは、そういうことであります。

人数が少ないということは遜色ありますが、これは我々は身の丈に合った村政、身の丈に合った議会をやっていかなくてはならないと考えておりますので、ちょうど私が議員をやめるときに7名にしたわけです。その7名の議員さんで大丈夫かという不安はございましたが、今の皆さんのお考えや行動を見ますと、十分に7名でも議会は成り立ち、そしてまた議会の皆さんの力があつての村政であると、こういうふうと考えておりますので、村外に向けてどうこうということは別にはないと思っております。うちの村へ視察に来ていただけるというようなことがあることは、これは皆さんが一生懸命やっておるということでございますので、今後は、次の議会が対外的にどうかということを考えられるかどうかはわかりませんが、余りよその議会に対しての思いというものよりは、うちの村民に向かつての思いのほうが重要ではないかなと私は思っております。

○議長（安倍 徹君）

以上で一般質問を終わります。

ここで、テレビの退席もございまして、暫時休憩をいたします。次回は55分から再開をいたします。

午前10時41分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（安倍 徹君）

会議を再開します。

◎議案第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第6、議案第1号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第1号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法に基づき、別紙のとおり東白川村過疎地域自立促進計画を変更しようとする。よって、同法第6条の規定により議会の議決を求める。平成26年3月4日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、変更計画の表がございます。区分のところの、現在3番の交通通信体系の整備情報化及び地域間交流の促進にあります林道の県単林道改良工事がございます。これを産業の振興のほうの県単林道改良工事に変更するものでございます。過疎債の借り入れ予定の県

単林道改良の区分をこちらへ移すものでございますが、交通通信体系のほうといたしましては、集落と集落を結ぶ道路とか、集落と公共施設を結ぶというような定義になっておりまして、今回の県単林道はそれではございませんので、産業振興のほうの林業区分のほうへ変えさせていただくというものでございます。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第1号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号及び議案第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第7、議案第2号 東白川村道の路線廃止について及び日程第8、議案第3号 東白川村道の路線認定についての2件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

それでは、議案第2号 東白川村道の路線廃止について。道路法第10条第1項の規定に基づき、次のように村道の路線を廃止する。よって、同法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。平成26年3月4日提出、東白川村長。

次のページへ参りまして、整理番号、路線名、起点、終点の順に朗読をさせていただきます。

1. 宮代本線、大字五加字上ケ見1218番2地先、大字五加字段ノ上931番1地先。2. 平2号線、大字神土字平524番8地先、大字神土字平570番1地先。3. さかぶた線、大字越原字曲坂71番1地先、大字越原字北垣外52番2地先。

次のページに参りまして、議案第3号 東白川村道の路線認定について。道路法第8条第1項の

規定に基づき、次のように道路の路線を認定する。よって、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。平成26年3月4日提出、東白川村長。

次のページですけれども1. 宮代本線、大字五加字上ケ見1218番2地先、大字五加字合田1023番1地先。2. 播龍寺線、大字五加字大九合1520番地先、大字五加字裏山1145番3地先。3. 平2号線、大字神土字平523番2地先、大字神土字平570番1地先。4. 曲坂2号線、大字越原字曲坂65番3地先、大字越原字曲坂58番3地先。

それでは、説明資料をごらんいただきたいと思います。

宮代本線、平2号線、さかぶた線につきましては、起終点の変更による路線廃止と路線認定でございます。また、播龍寺線は新たに認定するものでございます。

まず説明資料の1ページですけれども、これは宮代、柏本、下野を中心とした地図になっております。宮代本線の終点を変更するものでございます。旧の終点は柏本・宮代線との交差点でございますけれども、新しい終点は、当路線の最終住宅地までとなっております。理由といたしましては、この廃止を予定する区間につきましては、交通量がほとんどなく、柏本・宮代線が平行しているということから、村道区域から外すものでございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

これは平地区の図面でございます。平2号線の起点を変更するものでございます。旧の起点はマツオカ前の平1号線との交差点でございますが、新終点はみつば保育園横の交差点としております。変更理由としましては、平1号線の旧道がマツオカ前からJAの経済センター前に斜めに走っていましたが、平1号線の改良路線変更によりまして、旧の起点から新起点の間がダブってございましたため、起点を変更するものでございます。

次に、3ページを見ていただきたいと思います。

これは五加大沢地内の図面でございます。播龍寺線の認定でございます。当路線は、平成18年に県営中山間事業により農道として開設をされております。理由としましては、農道として開設をされましたけれども、終点付近に村指定の文化財の播龍寺史跡等があり、受益者以外に不特定多数の利用がふえてきたため、認定をするものでございます。

それから次の4ページでございますけれども、これは曲坂地内の図面でございます。さかぶた線の起点及び終点の変更と名称の変更でございます。旧の起点は、神土・角領線の曲坂橋右岸側から入ってきておりましたけれども、これを現状の神土・角領線との交差点を起点と変更するものでございます。それから終点ですが、旧の終点は岐阜部品の住宅、桑園のあるところですが、あちらのほうへ上っておる赤線でございますが、これを当路線の最終人家のところまでということに変更するものです。理由としましては、起点側につきましては圃場整備で現在消滅をしておりますし、終点側につきましては、山の中の赤線ということで、生活上、ほとんど利用がないということで村道区域から外し、路線の最終人家のところまでを認定するというものでございます。それから、名称につきましては、該当する字名に変更をしております。以上です。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4 番 服田順次君。

○4 番（服田順次君）

村道の廃止と認定についてですが、これについては、理由は今聞いておりますけれども、それに対して住民のほうからの希望があるとか、役場のほうでそういう調査を年に1回なり3年に1回やるとか、そういう何か基準があるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

村道の認定につきましては、1級、2級、その他となっております。1級につきましては、集落と集落を結ぶ主要な道路とか人家数とか、そういったもので3段階に分かれておりますけれども、今廃止しました村道につきましてはその他村道ということでございますけれども、そういった今の種別の区分、並びに利用状況等を踏まえて廃止・認定の判断を行っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（安倍 徹君）

4 番 服田順次君。

○4 番（服田順次君）

そうすると、それは産業建設課なり土木課なりのほうで調べると。その調べるあれは、さっき言ったように何年に1回とか、そういうことはないわけですか。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

これは特に定期的に点検するということはしておりませんが、状況に応じて点検、認定等を行っております。

○議長（安倍 徹君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2 番 桂川一喜君。

○2 番（桂川一喜君）

ちょっと勉強不足の部分があるので申しわけないですけれども、認定することによるメリット・デメリット、廃止することによるメリット・デメリットは、どんな形であるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

認定につきましては、地方交付税の対象となりまして、そういったメリットが大きいと思います。
廃止につきましては、管理上の経費の削減等がメリットといいですか、そういう捉え方をしております。

○議長（安倍 徹君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから議案第2号 東白川村道の路線廃止について及び議案第3号 東白川村道の路線認定についての2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第2号 東白川村道の路線廃止について及び議案第3号 東白川村道の路線認定についての2件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第9、議案第4号 東白川村議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

議案第4号 東白川村議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきましたところに改正条例を載せておりますが、説明のほうは、別冊の新旧対照表の1ページでさせていただきますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

本条例改正の経緯につきましては、国の地域主権改革のもと、平成23年の自治法の改正で、総合

計画について議会の議決を経て定めるとの義務づけの条文が削除されたことを受けまして、村独自規定として、総合計画を定める場合等について議会の議決を経なければならない旨を定めようとするものでございます。

条文のほうでございますが、改正前の現行条例につきましては、現在、定住自立圏構想の締結等に関する内容のものが項立てで載っておりますが、それを改正後のほうの上の段でございますが、1号、2号の号立てに整備をさせていただきまして、第1号で東白川村における総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想を定め、またはこれを改正し、もしくは廃止しようとするときは、議会の議決が必要ということで、次に掲げる事項として上げてあります。

第2号につきましては、現行条例の定住自立圏の条文を整理して上げております。以上でございます。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 東白川村議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号 東白川村議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第10、議案第5号 東白川村職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

議案第5号 東白川村職員定数条例の一部を改正する条例について。東白川村職員定数条例の一

部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村職員定数条例の一部を改正する条例。

東白川村職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改めるということで、恐れ入ります。新旧対照表のほうの3ページをごらんいただきたいと思います。

下段が現行、上段が改正になっておりますが、まず今回、教育委員会の指導主事が配置されるということで、5番の教育委員会事務局のほうで1名ふやして5名にするというものでございます。そして、そのふやした部分を1の村長部局のほうで1人減らして57人にするというものでございます。その中で、現行の村長部局のほうで国保の病院というような書き方になっていたのを診療所というふうに変えますし、間違っって保育園の職員がここでダブル計上されていたので、その分を削除するようなことも今回やらせていただきたいと思います。

それから、単純労務職職員のほうのところ、現状に合わせて人数の減を行うものでございます。総数的には、77人から72人ということで、5人減をするものでございます。以上でございます。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号 東白川村職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号 東白川村職員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第11、議案第6号 東白川村定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第6号 東白川村定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について。東白川村定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

まず、今回の条例につきましては、国家公務員退職手当法施行令の一部が改正をされまして、平成24年6月1日から施行されております。新たに早期退職募集制度が導入されたことに伴いまして、岐阜県市町村退職手当組合の条例も改正をされまして、それぞれ組合に加入しております市町村においても、この条例を制定するものでございます。

それでは、1枚めくっていただきまして、東白川村定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例。

趣旨で第1条、この条例は定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関し必要な事項を定める。

定年前に退職する意思を有する職員の募集等ということで、第2条、任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うこともできる。

1号で、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として募集する。ここは1号募集として、定年から15年前までの人を対象にしております。

それから、今度2号のところで、職制の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該職制に属する職員を対象として行う。前の15年の年数とは関係なしに、職が廃止になる等の場合であって、ここは2号募集と言われております。

2項のところで、任命権者は、前項の規定による募集を行うに当たって、当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならないということで、次の1号からございます。

1つは、1号募集か2号募集かというところ。それから次のページで、退職すべき期日とか期間、3号では、募集する人数、募集の期間、募集の対象となる職員の範囲、例えば号給でいきますと、4級の職員何名とか、そういうことでございます。

それから、説明会を開催する予定があるときは、そういうことも知らせなさいよと、それから7番目では、応募、または応募の取り下げに係る手続も知らせなさいよと、それから8番目では、通知予定の時期、認定等の周知の期間でございます。

それから9番目では、募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数。募集期間の終了前に人数に達してしまったときなど、早く締め切るとか、応募の上限数までを周知しなさいよというものでございます。

それから、3項へ行きますと、任命権者は、募集実施要綱に前項第5号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上とするようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りではないとありますが、ここの1名減のところですけども、例えば4級の職員が10名いれば10名とも応募するのではなくて、10名いれば、そのうち9名にとどめなさいよということをここで言っております。

それから、4項につきましては、募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日を明らかにしなければならない。

それから、5項では、応募がなかったときの期間の延長でございます。募集の目的を達するために必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

それから、6項では、募集の期間を延長した場合には、当該募集の対象となる職員に周知しなければならないということで、延長したときに職員にちゃんと知らせなさいよというところでございます。

それから、7項のところでは、募集の期間の終了の年月、日時が到来するまでに応募した職員の数が募集をする人数以上の一定数に達した時点で、募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募した職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は終了するものとするということで、簡単に言うと、応募の終了までに応募の上限数に達してしまったときは、応募期間を終了しますよというところでございます。

8項につきましては、募集が終わったことの周知をしなければならない。

それから9項のところでは、次の人以外は、いつでも応募の取り下げができるということになっております。

ただ、次の人というのは次のページでございますが、1号で、退職手当組合退職手当条例第2条第3項の規定による職員というのは、特別職の職員のことを言っております。一般職ではございません。特別職のことを言っております。

それから、臨時的に任用されるというのは、再任用の職員のことを言っておりますし、3号では、定年がすぐ来る職員のことを言っております。

それから4号では、懲戒免職等の処分を受けた者のことを言っておりますし、10項のところでは、応募とか応募の取り下げは、職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は、職員に対し、これらを強制してはならないということで、今までの勧奨ですと、ややもすると肩たたきというようなことがございましたけれども、職員の意思によってそれを行いなさいというところでございます。

11項では、応募による退職予定者の認定のことを言っております。

それから、11項の後ろのほうから次のページにかかるところでございますが、認定する者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要綱とあわせて周知していたときは、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができるということで、募集人数を超える応募者があった場合に、認定をしないことができるということを確認してございます。

それから、ここの1号につきましては、先ほど出てきました特別職の職員とか再任用の職員とか、懲戒処分を受けた職員のことを言っておりますし、2号では、応募者が応募をした後、懲戒処分を受けたときもだめですよということを言っております。

それから3号のところでも、懲戒処分相当の職員でございます。

それから、4号のところにつきましては、引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、または長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合ということで、ここでは必要な職員もすぐにやめていってもらわんように管理をしたいというところでございます。

12項のところにつきましては、本人への認定通知を出しなさいということを言っております。

それから、次のページの13項につきましては、本人への退職すべき期日の決定通知を出しなさいということを言っております。

それから、14項につきましては、認定を受けた職員が、その後、いろんな事情で公務に支障がある場合に、本人の同意を得てでございますが、期日の繰り上げとか繰り下げができるということをやっております。

それから、15項では、退職期日の変更通知。

あとは、17項のところでは、最後のほうにございますが、認定を受けた応募者数の数を公表しなければならないというふうになっております。

このほか、これに足らない部分につきましては、要綱のほうで定めることになっております。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するでございます。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号 東白川村定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号 東白川村定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号から議案第9号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第12、議案第7号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第14、議案第9号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてまで

の3件を関連があるため一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第7号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということで、新旧対照表のほうの5ページをごらんいただきます。

これから上程します3議案につきましては、勤務時間を延べ1日8時間としておりましたところを7時間45分というふうに短縮するに当たりまして、それぞれいろんなところに勤務時間が影響していきました。今回は、この3件が出ております。後ほどの臨時職員のほうの勤務時間も影響しますけれども、まず3件でございます。

最初に、東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の第19条の時間外手当のところ「8時間」が「7時間45分」に変わっておりますが、時間外手当を支給する場合のもととなる勤務時間の変更でございます。ここが、次のページへわたっております。

それから、一番最後の第23条の8のところ条例が変わっておりますが、これは時間外手当とは関係なしに、大規模災害からの復興に関する法律が平成25年6月21日に公布、施行されましたことによる改正でございます。復興計画の作成などのために派遣された職員に対して、災害派遣手当を支給することができるということが追加されましたので、今回、ここであわせて一部改正をさせていただきますと思います。

今ここで、一番最後のところに、住所または住居を離れて町の区域となっていましたところを、ちょっと線が入っておりませんけれども、村の区域というふうに修正をさせていただいております。

それから、本文へ戻っていただきまして、附則、この条例は平成26年4月1日から施行するというものでございます。

それから、議案第8号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

ここに付きましても、新旧対照表の9ページをごらんいただきたいと思います。

第2条のところでは、1週間の勤務時間が「40時間」から「38時間45分」に変更になるものでございます。

それから3項のところにつきましては、再任用短時間勤務職員の勤務時間の変更、それから4項につきましては、育児短時間勤務があったときの任期つき短時間勤務職員の1週間当たりの時間の変更、それから次のページに行っていただきまして、ここも8時間から7時間45分ですが、6条のところでは休憩時間でございます。通常、1日に1時間の休憩を設けるというものでございます。

それから、2号のところにつきましては、子供の養育等の申し出があって休憩時間を変更する場合のところをうたっております。

それから、次に本文に戻っていただきまして、附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

それから、議案第9号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

次のページで、東白川村の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するというので、新旧対照表の11ページでございますが、ここでは1号のところで、育児短時間勤務職員の勤務時間の変更でございます。

それから、2号のところでは4週間未満の場合の時間の変更となっております。以上でございます。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

今回、第8号の職員の勤務時間に関するところで、15分、1日の勤務時間が少なくなるということですが、村民の皆さんのほうから役場のほうにも今までもそういう話はあったかもしれませんが、喫煙休憩につきまして、いろんな御意見を聞かれます。今度条例が改正されて、また15分短くなったときに、喫煙するということは自由ですのでいいんですが、喫煙所に職員の方がいる状況を村民の方が見ますと、余りいいイメージを持たれないということもありますし、一般の職務の仕事があると、大体10時に休憩するとか、そういう流れで休憩をとられると思うんですが、15分短くなることによって、また村民の方のために働く時間が少し少なくなるわけですので、そのあたりも意識しながらしていただくといいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍 徹君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

今、昼の時間が12時15分から1時までの45分が休憩時間となっております。ここを12時から1時までというふうに延ばしたいと思っております。ですが、まず窓口業務は通常どおり行いますので、住民の皆さんに御迷惑をかけないように行っていきたいと思っております。

それから喫煙の話ですが、まことに耳が痛いわけですが、職員も気を引き締めながら、村民の皆さんの御意向に応えられるように頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

○議長（安倍 徹君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第7号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第9号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第9号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第15、議案第10号 東白川村総合計画審議会設置条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

議案第10号 東白川村総合計画審議会設置条例を廃止する条例について。東白川村総合計画審議会設置条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、廃止条例の条文でございます。

東白川村総合計画審議会設置条例を廃止する条例。

東白川村総合計画審議会設置条例は、廃止する。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

別冊の説明資料の5ページをごらんいただきたいと思います。現行条例を載せてございますが、現行条例につきましては、第2条のところ所掌事務が出ておりまして、村長の諮問に応じまして、村の総合計画の策定に関する必要な事項について調査及び審議をするということで、第3条のところ、審議会の委員さんは14名ということが決まっております。委員さんは、次に掲げる者とい

うことで、議会の代表の方、それから協議会の代表の方ということで、それぞれの組織の代表の方にお集まりをしていただくという条例になってございます。

この形態で、今までは総合計画を制定しようとしたときに、その都度審議会を設置しまして、調査・審議を行ってきてまいりましたけれども、どうしても過去の反省から、その活動内容が形式的になりやすいということで、深い討論ができにくい、検討ができにくいということで、今回、計画立案に当たりまして、調査・検討の活動を審議会形式から任意設置のワーキンググループ方式に変更して、もう少し自由度の増す形で計画の内容を検討していただくという趣旨でございますので、よろしくお願いします。以上でございます。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 村雲辰善君。

○1 番（村雲辰善君）

今のワーキング形式について、具体的にもうちょっと詳しい方法としてはどんな感じのものか、ちょっとお聞きしたいんですが、お願いします。

○議長（安倍 徹君）

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

課題別のグループを、まだ検討中でございますが、予定しておりまして、生活環境、産業活力、保健医療、教育文化、村づくりの5つの委員会と、全体の調整をする委員会というか、グループの6つを設置したいなというふうに考えております。

各委員さんは、公募等で10名程度を予定しておりまして、そこに村の担当者をつけまして、25年度中に作成します基本計画案をたたき台にして、ワークショップ形式で検討を加えていただきたいというふうに考えております。

○議長（安倍 徹君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号 東白川村総合計画審議会設置条例を廃止する条例についてを採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第10号 東白川村総合計画審議会設置条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

午前中の審議はここで終わります。次回は午後1時から再開をいたします。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（安倍 徹君）

午前中に引き続き会議を再開します。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

恐れ入ります。

午前中の議案第5号について、ここで修正をさせていただきます。

議案第5号の職員の定数条例の別表でございます。お開きをいただきたいと思います。

一番下の欄でございますが、村長事務部局の一番下の合計欄が「58人」になっておりますが、こ
こは「57人」であります。それから、7番目の教育委員会部局の一番下の合計欄が「10人」になっ
ておりますが、ここを「7人」に訂正をいただきたいと思います。総合計72人には変わりございま
せんけれども、大変失礼いたしました。よろしくお願いします。

◎議案第11号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第16、議案第11号 東白川村法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例につい
てを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

議案第11号 東白川村法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白川
村法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月
4日提出、東白川村長。

次のページをめくっていただきまして、東白川村法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正
する条例。

東白川村法定外公共物の管理に関する条例の一部を次のように改正するというので、新旧対照
表の13ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の根本的な改革を行うため
の消費税法の一部を改正する等の法律が平成26年4月1日に施行されることに伴い、占用料徴収に

当たり、占用料に消費税相当額として乗じる割合の規定及び延滞金の割合の特例規定が未整備であったため、改定するものでございます。

その表のところには出ておりませんが、消費税の相当額として乗じる割合の規定の改定は、占用料の額の算定におきまして、東白川村道路占用料徴収条例の第2条及び東白川村準用河川占用料徴収条例第2条の規定を準用しておりますので、本条例のところでは上げてはおりません。

次に第23条のところでございますけれども、延滞金の徴収ということで、税の延滞金に関する附則の改正に伴い、法定外公共物占用料の延滞金も準じるというものでございます。

ここでは、道路法の73条で道路占用料に係る督促と延滞金の手続が定められておりますことから、法定外公共物の占用料の延滞金の徴収に準用し、年14.5%とその半分という関係性から、7.25%というものを設定しております。

したがいまして、現行では、下の段ですが、年14.6%の延滞率でございますが、これを道路法におきましては14.5%になっておりました関係で14.5%、それから納期内期限の翌日から1カ月までの間は、その半分の7.25%という割合で改定をいたしました。

それから、附則の延滞金の割合の特例でございますけれども、これも税のほうに準用するものでございますが、14ページにかけましてうたっておりますが、特例基準割合というものが設定されておまして、これは当該年度の前年に租税特別法第93条第2項の規定により告示された割合に1%の割合を加算した割合となっております。それで、各年の特例基準割合が年7.25%未満の場合につきまして、前項にうたっております14.5%のところに該当するものが特例基準割合プラス7.25%、同じく7.25%に該当するところが特例基準割合プラス1%、これは上限は7.25%としております。という23条の規定がありますが、こうした割合の特例というものを附則で設けることに改定をしております。

それから、また条例のほうへ戻っていただきまして、次のページでございますけれども、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第23条第2項の改正規定及び附則を加える改正規定は、平成26年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号 東白川村法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第11号 東白川村法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第17、議案第12号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第12号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正するということで、新旧対照表の15ページをごらんいただきたいと思います。

ここにつきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の条項が第5条12項から第5条11項に変更になったため、今回変更をするものでございます。

本文へ戻っていただきまして、附則、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第12号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第18、議案第13号 東白川村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

議案第13号 東白川村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

東白川村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改めるといふことで、恐れ入ります。新旧対照表の17ページをごらんいただきたいと思います。

細かくて申しわけありませんが、17ページが改正後、次の18ページが改正前でございます。現行でございます。

消防団員の退職報償金につきましては、法律施行令が改正されて、それぞれの階層で5万円ずつアップになりました。したがって、村のほうの支給表もそれぞれ5万円ずつ改正するものでございます。

例えば18ページの5年以上6年未満、団長さんですと18万9,000円というのが、17ページへ来ていただいて、5年以上6年未満の団長さんが23万9,000円と、それぞれ各階層ごと5万円ずつ増額となる改正でございます。よろしくお願いします。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号 東白川村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改

正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号 東白川村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号から議案第21号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第19、議案第14号 東白川村社会福祉医療施設等整備基金条例についてから日程第26、議案第21号 平成25年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの8件を、補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

国保診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

議案第14号 東白川村社会福祉医療施設等整備基金条例について。東白川村社会福祉医療施設等整備基金条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

東白川村社会福祉医療施設等整備基金条例。

第1条、設置。東白川村の社会福祉医療施設等の整備充実を図る施設整備資金に充てるため、東白川村社会福祉医療施設等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条、積み立てから第4条の運用益金の処理までについては、一般会計予算にて管理をし、有効に活用するというものでございます。

第5条、委任。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が定める。

一般質問のときに樋口議員のほうから質問があり、村長の答弁にもありましたが、この基金の設置目的は、保健福祉医療施設等の総合的、計画的整備に対処するために基金条例を設けるものです。

附則、この条例は公布の日から施行する。以上です。

○議長（安倍 徹君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第15号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例について。東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例。

東白川村土地開発基金条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「8,520万円」を「8,530万円」に改める。この額につきましては、土地開発基金の積立額のことを言っております。この基金額に10万円をふやしまして、8,530万円にするもの

です。この後の補正のところにもまた出てきますので、よろしくお願いします。

附則、この条例は公布の日から施行する。

1 枚めくっていただきまして、議案第16号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第6号）。平成25年度東白川村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,707万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,146万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為補正」による。平成26年3月4日提出、東白川村長。

次のページの第1表の歳入歳出予算補正の説明を省略させていただきまして、6ページをごらんいただきたいと思います。

第2表 繰越明許費補正。3款の民生費、2項児童福祉費、事業名が子育て支援事業、金額が327万3,000円。さっきの12月補正でお願いいたしました子ども・子育て支援システムの構築の委託料を繰り越しするものでございます。

次に、7ページの第3表 債務負担行為補正、追加でございます。事項が社会資本整備総合交付金事業、期間が平成25年度から平成26年度まで、限度額が1,970万円でございます。

中川原水辺公園の駐車場の舗装につきまして、5月3日のつちのこフェスタまでに完成させるために、予算につきましては新年度予算でございますが、今回、この債務負担行為の議決をいただきまして、着工をしていきたいというものでございます。

9ページの事項別明細書の1の総括の説明を省略させていただきまして、11ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入、2款2項1目自動車重量譲与税、補正額100万円減でございます。決算見込みによる減でございます。

11款2項3目民生費負担金、補正額5万1,000円、ホームヘルパーの負担金の減額でございます。

12款1項3目民生費使用料、補正額3万3,000円、せせらぎ荘の使用料の減額でございます。

2項2目総務費手数料、補正額20万4,000円の減額でございます。ここにつきましては、3節の戸籍住民基本台帳費手数料それぞれでございますが、4項目ともそれぞれ減額でございます。12ページにも住民基本カードが減額となっております。

13款1項3目民生費国庫負担金、補正額158万3,000円の減額でございます。国保の基盤安定制度分で14万6,000円の減額、それから3節の保健福祉費負担金で41万7,000円、5節の児童福祉総務費では、児童手当の分で102万円の減額でございます。申請額の確定により減額となっております。

2項3目民生費国庫補助金、補正額が548万5,000円の減額でございます。ここで大きなのは、5節の次世代育成支援対策交付金533万7,000円減が大きなものでございます。

4目衛生費国庫補助金5万1,000円の減でございます。次世代育成支援対策交付金の減でございます。

6目の農林水産業費国庫補助金19万8,000円の減、林道点検診断・保全整備事業の国庫補助金の減でございます。

8目土木費国庫補助金、補正額が114万5,000円の減でございます。ここにごございます木造住宅の耐震診断、それから次のページの耐震補強工事、いずれも利用者がなかったということで減でございます。

10目教育費国庫補助金6,000円の減額、特別支援教育就学奨励費の補助金の減でございます。

3項2目総務費国庫委託金、補正額2,000円の追加でございます。

14款1項3目民生費県負担金、補正額が189万2,000円の減でございます。ここで大きいのは、住民福祉費のほうの国保の基盤安定制度の負担金74万8,000円減、後期高齢者医療の負担金66万3,000円の減が大きなものになっております。

5目県移譲事務交付金9万8,000円でございます。ここにつきましては、いろんな件数がございますが、移譲事務交付金の額の決定による増額やら減額でございます。

14ページの8目土木費県負担金852万円減額、地籍調査の確定によります減額でございます。

2項2目総務費県補助金、補正額が193万3,000円、大きなものが再生可能エネルギーの補助金の事業費確定によります減でございます。

3目の民生費県補助金351万5,000円、ここにつきましては、5節の児童福祉総務費の地域子ども・子育て支援事業補助金が371万ということで、主な補正になっております。

4目衛生費県補助金39万円の減、ここにつきましても、6節の廃棄物対策費のところの地球環境美化活動事業交付金が44万1,000円で大きな減になっております。

6目農林水産業費県補助金83万2,000円の減額、ここにつきましては、林業費補助金の森林整備地域活動支援交付補助金70万5,000円が主なものでございます。

次に15ページへ行っていただきまして、7目の商工費県補助金、補正額が220万円の追加でございます。県振興補助金がフォレストスタイル事業に充当をされております。

8目の土木費県補助金、補正額が62万2,000円の減額、国庫のほうでもございましたが、木造住宅等の耐震補強の工事の減でございます。

3項2目総務費県委託金、補正額61万7,000円の減額、参議院議員の選挙の委託金61万6,000円の減でございます。

15款1項1目財産貸付収入236万9,000円、土地貸付料でございます。

それから、2目利子及び配当金、補正額が121万2,000円、それぞれ基金利子と株の配当金でございます。

次に16ページへ行っていただきまして、16款1項1目一般寄附金、補正額が15万1,000円、一般

寄附金。

それと、2目の指定寄附金、補正額171万5,000円、ふるさと思いやりの指定寄附金、それから社会福祉の寄附金、環境整備、豊かな森づくり、教育費の指定と、それぞれ皆様から御寄附をいただいております。

17ページで、18款1項1目繰越金、補正額1億6,189万5,000円、前年度繰越金でございます。

19款2項1目村預金利子、補正額62万2,000円、歳計現金預金利子でございます。

4項4目雑入、補正額785万9,000円、ここでは、一番上のフォレストスタイルの使用料435万減額が多いですし、下から4つ目のところに、市町村振興協会交付金で、サマージャンボの分が796万9,000円、オータムジャンボの分が368万4,000円、大きな補正になっております。

18ページで、今度は歳出でございます。

1款1項1目、補正額86万2,000円、議会運営費のところで議員共済会の負担金の掛け率が下がってきたために86万2,000円減額でございます。

2款1項1目、補正額154万8,000円、総務一般管理費では186万円の補正でございます。庁舎用燃料費25万円の補正と寄附金の思いやり基金にも161万の積み立て補正でございます。職員厚生費につきましては20万9,000円の減額、事業の確定による減でございます。総務管理費負担金10万3,000円の減額、自主運行バスの運行費の確定による補助金の減でございます。

2目文書広報費、補正額が34万4,000円減額でございます。広報広聴活動費で事業の確定見込みによるそれぞれ報酬、旅費、需用費、負担金の不用額を減額するものでございます。

次に、19ページの3目財政管理費、補正額100万5,000円、財政管理費一般のところで、財政調整基金、減債基金それぞれの基金へ利子等を積み立てるものでございます。

5目財産管理費、補正額が89万8,000円、庁用車管理費で46万7,000円で、庁用車のガソリン代30万円と庁用車の修繕の補正の部分でございます。物件管理につきましては10万円で、土地開発基金の利子を合わせまして、この基金へ積み立てるものでございます。総合行政情報システムにつきましては33万1,000円で、自治会合併に伴います住民記録システムの改修と税務システムの改修でございます。

6目企画費、補正額216万3,000円減額、一般管理費4万4,000円の減額、コミュニティー事業の事業費確定による減額でございます。次のページの再生可能エネルギーのほうでは201万6,000円の減額です。事業費確定によります減額でございます。日本で最も美しい村事業につきましては、財源補正。第5次総合計画につきましては10万3,000円の減額でございますが、集落座談会等の見直しによる不用額の減額でございます。

10目地域情報化事業費、補正額487万、CATVの一般管理では60万円で、賃金の減額、それからCATVの番組制作のほうでは405万円の減額ということで、賃金の減額と自動送出管理パソコンの26年度での一括更新ということで減額になっております。CATV機器管理運営事業費につきましては、22万円の減額。それぞれ通信運搬費、委託料の減額と電柱移設工事については、追加補正でございます。

次に、21ページの3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額ゼロで財源補正。

その下の住民情報処理費につきましても、補正額ゼロで財源補正でございます。

4項2目参議院選挙費、補正額15万6,000円の減額でございます。ここは、それぞれ事業費の確定で減額でございます。

22ページへ行っていただきまして、5項1目統計調査費、補正額1,000円、県輸出統計調査費でございます。事業費の確定によります追加でございます。

3款1項1目住民福祉費、補正額405万5,000円の減額、住民福祉費一般につきましては、財源補正。国保会計繰出金につきましては318万9,000円の減額でございます。後期高齢者医療費につきましては86万6,000円の減額。

3目の保健福祉費、補正額が841万7,000円、保健福祉費一般では70万円の減額、研修会の講師謝礼の減額、それから負担金の減額、それから積立金等につきましては、寄附金と利子を合わせて基金積み立てでございます。民生委員会費につきましては財源補正、障害者福祉一般につきましては、不用額の5,000円の減額、介護保険特別会計への繰出金72万2,000円の追加補正でございます。障害者地域生活支援事業4万5,000円の減額でございます。負担金、扶助費とも不用額の減額です。それから、次のページの賃金につきましては減額で、扶助費につきましては、補装具のほうは車椅子の購入の不足分、それから自立支援が人工透析等の厚生医療の追加でございます。償還金は前年度の精算返還金でございます。福祉生活支援事業15万円の減額も不用額の減、要生活支援者みまもり事業19万円の減、ここも不用額の減でございます。障害児通所支援事業66万2,000円の減、委託料、扶助費とも減でございますが、償還金のところで国庫負担金の精算返還金でございます。

4目老人福祉費、補正額が6万1,000円、次のページの老人福祉費一般では3万5,000円で、不用額の減、それから軽度生活支援事業とその下の生きがい対応デイサービスともに財源補正でございます。介護予防ケアマネジメントは9万6,000円の追加でございます。

2項1目児童福祉総務費、補正額180万円の減額、子ども手当で140万円、それから子育て支援事業で40万の減でございます。

2目認可保育所費7万7,000円、ここにつきましては、保健用品と修繕料の追加でございます。

4款1項1目保健衛生総務費1億9,000万円の追加でございます。繰出金のほうで診療所の特別会計の繰出金1,000万の減、それから、先ほど条例に出てきました社会福祉医療施設基金でございますが、こちらへ2億円を積み立てるものでございます。

2目予防費、補正額35万1,000円の減額、予防接種事業で32万6,000円減、それから次のページの眼底検査のところで2万5,000円の減、不用額の減でございます。

3目母子健康センター費4万7,000円の減、ここにつきましても、不用額の減でございます。

5目環境対策費4,000円の追加、自然保護のところで寄附金収入がございまして、これによる文具類の購入補正でございます。

6目廃棄物対策費、補正額88万4,000円の減額、産業廃棄物対策事業で、パチンコ台の廃材処理ができなかったために減額でございます。生活排水は財源補正でございます。

6款1項3目農業振興費、補正額が128万円の追加、中山間の負担金で2万5,000円の減額、園芸振興対策では18万7,000円の減、数量調整円滑化では10万5,000円の追加、農業振興費補助金では27万8,000円の減になっております。次のページの茶業振興対策では166万5,000円、ここでは補助金のところで防霜施設の整備補助金185万1,000円、防霜ファンなどの施設ですが、ここが追加になっております。

4目農業構造改善事業費7万8,000円の減、気象情報の不用額の減でございます。

5目山村振興事業費36万8,000円の追加、野菜村の浄化槽の修繕工事の追加でございます。

7目農地費、補正額103万円の追加、農地総務費では、賃金の減と土地改良事業償還金の負担金の追加でございます。中川原水辺公園管理費27万1,000円の不用額の減額でございます。

30ページの2項1目林業総務費、補正額が5万5,000円、豊かな森づくり基金のほうへ指定寄附金と利子を合わせて積むものでございます。

2目林業振興費251万1,000円の減額、一般林業振興費で山林協会の負担金の不用額の減、有害鳥獣につきましては財源補正、森林整備活動支援事業につきましても補助金確定による減額、産直住宅につきましても40万5,000円の減額、村有林管理事業につきましては53万6,000円の減、それぞれ事業費確定による減でございます。分収造林事業39万9,000円の事業確定による減、次のページの清流の国事業でございますが8万2,000円の不用額の減。

3目林道総務費44万7,000円の減も、事業費確定によりますそれぞれの減でございます。

7款1項2目地域づくり推進費、補正額754万1,000円、フォレストスタイル事業で481万7,000円の事業費確定による減額と、あと下のほうでエアコンの修繕、それから郵便料2万5,000円と1万3,000円が追加でございます。地域おこし協力隊の事業が157万6,000円の減、途中で1名減員となりましたので、その分不用額の減でございます。村内産品販売事業が114万8,000円の減、今年度の事業見直しにより不用額の減でございます。

次のページの8款1項1目土木総務費、補正額が239万円の減額、土木総務費では、耐震診断、それから補強工事ともそれぞれ減額。

2目の地籍調査費1,185万9,000円の減額、補助対象事業と対象外事業、それぞれ減額でございます。

2項1目道路橋梁維持費234万3,000円の減額、社会資本の事業で、事業費確定による減額でございます。

次のページの3項2目住宅建設費237万1,000円の減、ここも工事費確定による減でございます。

4項1目河川砂防費27万3,000円の減、ここにつきましては、補償費の確定による減でございます。

9款1項1目非常備消防費37万5,000円の減、消防総務費につきましては2万8,000円の減でございますが、報酬の出動手当につきましては、1月26日の大沢地内での行方不明者の搜索の手当でございます。そのほか旅費の減、それから移譲事務交付金につきましては、それぞれ減額と増額でございます。消防訓練費34万7,000円の減、ここも事業費の確定による減でございます。

10款1項2目事務局費、補正額48万円、教育委員会事務局費では賃金の追加、それから高校生通学支援事業につきましては、運行補助金の追加でございます。

2項1目学校管理費、補正額30万円の減額、スクールバス管理費の賃金の減、それから2目の教育振興費1万9,000円減、扶助費の不用額の減でございます。

3項1目学校管理費、補正額11万2,000円、中学校の基金の積み立てでございます。それから、学校施設修繕費11万1,000円でございますが、中学校の控室の排水管の漏水の修繕の費用でございます。

2目教育振興費10万9,000円の減、これも不用額の減でございます。

4項1目社会教育総務費、補正額212万7,000円の減額、教育総務一般では、道路料金の12万円の減額、それから文化財保護事業費につきましては192万6,000円の減でございます。放課後子ども教室につきましては8万1,000円の減。

5項2目体育施設管理費では、補正額1万5,000円の追加で、備品購入の補正でございます。

○議長（安倍 徹君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第17号 平成25年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。平成25年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ241万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,832万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年3月4提出、東白川村長。

次のページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読は省略させていただきます、5ページの事項別明細書の1の総括のところも朗読を省略させていただきます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

2の歳入、3款1項1目療養給付費等負担金、補正額6万6,000円の減、高額医療費共同事業の国庫負担金の確定によるものでございます。

2項1目財政調整交付金、補正額9万円、特別調整交付金の確定による減額でございます。

6目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金2万7,000円は、高齢者医療円滑運営事業の補助金として新たに交付決定されましたので、新規に増額するものでございます。

6款2項1目療養給付費等負担金、補正額6万6,000円の減。こちらも高額医療費共同事業の県の負担金の確定によるものでございます。

7款1項2目保険財政共同安定化事業交付金、補正額193万4,000円の減額。保険財政共同安定化事業の交付金の確定で、歳出のほうも同じ額の補正をしております。

8款1項1目利子及び配当金、補正額9,000円、基金利子の確定による減額でございます。

9款1項1目一般会計繰入金、補正額299万3,000円、一般会計の繰入金の減額でございますが、

保険基盤安定制度分が286万8,000円、それから事務費の分が12万5,000円、それぞれ減額でございます。

10款1項1目繰越金、補正額271万4,000円、前年度繰越金の増でございます。

次のページをごらんいただきまして、3. 歳出。

7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金、補正額が24万2,000円、こちらは70万円以上のレセプトに対する共同事業の拠出金での減額でございます。

4目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額193万4,000円、30万円から70万円のレセプトの共同事業に対する拠出金の減額でございます。

8款1項1目特定健康診査等事業費、補正額25万5,000円、特定健診事業の確定による減額で、役務費、委託料、負担金を減額するものでございます。

2項1目保健事業費、補正額9万円の減額、国民健康保険事業の減額でございますけれども、コピーのリース料の減でございます。

9款1項1目基金積立金、基金利子の分の財源補正でございます。

10款1項3目償還金、補正額19万4,000円、前年度の交付金の精算返還金ですけれども、特定健診の負担金、国・県それぞれ9万7,000円を返還するものでございます。

次のページへ行っていただきまして、10款2項1目直診施設繰出金、補正額9万円、特別調整交付金の分を診療所会計で繰り出ししておりますけれども、それが9万円減額して決定されましたので、その分の繰出額を減額するものでございます。

国保会計は以上でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

議案第18号 平成25年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）。平成25年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ709万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,207万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年3月4日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正から6ページの事項別明細書の総括のところの朗読を省略させていただきます、8ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入、1款1項1目第1号被保険者保険料、補正額3万1,000円、保険料額の決算見込み額の確定によるもので、特別徴収の保険料につきましては70万円の減、普通徴収保険料は73万1,000円の増額でございます。

3款1項1目介護給付費負担金、補正額148万円、介護給付費に対する国庫負担で給付の種類によって15%から20%の国の負担がありますけれども、その分の増でございます。

3款2項1目調整交付金、補正額63万円、これは給付費の9%相当分でございます。

2目地域支援交付金（介護予防事業）ですが、補正額1万円、配食サービス等に要する費用で

ざいます。

3目地域支援交付金（包括的支援・任意事業）分の補正額31万6,000円の減、こちらも配食サービスとみまもりのわ事業等の分でございます。

5目介護保険事務費補助金、補正額21万5,000円、介護保険の法改正に伴うシステム改修に対する国庫補助金でございます。

4款1項1目介護給付費交付金、補正額203万円、基金からの交付金は給付費の29%相当でございます。

2目地域支援交付金、補正額1万1,000円、こちらも、地域支援費の29%相当分でございます。

5款1項1目介護給付費負担金、補正額79万5,000円、県負担金につきましては12.5から17.5%の負担でございます。

2項1目地域支援交付金（介護予防事業）、補正額5,000円、こちらは配食サービスで12.5%でございます。

2目地域支援交付金（包括的支援・任意事業）分、補正額15万8,000円、こちらは、国保と同じく配食と見守り事業の減額に伴うものでございます。

6款1項1目介護給付費繰入金、補正額87万5,000円、一般会計からの繰入金の減で、介護給付費分の増額でございます。

次のページへ行っていただきまして、2目、地域支援事業費（介護予防事業）分の繰り入れですが、補正額が5,000円。

3目、地域支援事業費（包括的支援・任意事業）分の繰入金、補正額15万8,000円の減でございます。

6款2項2目介護給付費準備基金繰入金、補正額100万円、給付費がふえて、それに伴う補助金等もふえてきますけれども、本来は保険料で賄う分は保険料の額は固定されておりますので、基金から繰り入れするものでございます。

7款1項1目繰越金、補正額71万8,000円、前年度繰越金でございます。

8款2項1目雑入、補正額8万円の減、配食サービス利用者の負担金の確定見込みによるものでございます。

10款1項1目利子及び配当金、補正額2,000円の減、介護給付費準備基金利子の確定によるものでございます。

それから、次のページから歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、補正額43万1,000円、介護保険システムの改修の委託料でございます。そのうちの2分の1が国庫の補助を受けております。

3項2目認定調査等費、補正額50万円、認定調査員の賃金の補正でございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、補正額720万円、居宅介護サービスの増によるものでございますけれども、特にふえているのは、ショートステイをされる方が多くなっておりまして、それについて施設介護ではなくて居宅介護サービス費でございますので、その分が非常にふえてき

ております。

2 目施設介護サービス給付費、補正額200万円の減、老健施設等の介護サービス給付費の確定見込みによるものでございます。

1 項 5 目居宅介護サービス計画給付費、補正額60万円、サービス計画の増によるものでございます。

3 項 1 目高額介護サービス費、補正額20万円、高額介護サービス費が増額見込みでございまして、補正させていただくものでございます。

5 項 1 目特定入所者介護サービス費、補正額100万円、施設に入居されてみえる方の食費、住居費の自己負担額がある一定の年度を超すところらで支出をしますけれども、増額してきておりますので、補正させていただくものでございます。

4 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金、財源補正でございます。

5 款 1 項 2 目二次予防事業費、補正額 6 万円、特定高齢者に対する配食サービス事業の利用者の増によるものでございます。

5 款 2 項 5 目任意事業費、補正額90万円の減、任意事業の配食サービスの減が30万円、みまもりのわ高齢者支援事業の減は賃金の減ですけれども60万円でございます。

介護保険特別会計は以上でございます。

次に行かせていただきます。

議案第19号 平成25年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）。平成25年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,594万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年3月4日提出、東白川村長。

次に、第1表 歳入歳出予算補正から5ページの事項別明細書の総括のところの朗読は省略させていただきます。7ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入、3 款 1 項 1 目繰越金、補正額1,000円、前年度繰越金の増でございます。

4 款 1 項 1 目利子及び配当金、補正額1,000円の減、水道基金利子の確定によるものでございます。

5 款 1 項 1 目分担金、補正額93万円、水道の加入者分担金の確定による増でございます。

3. 歳出、1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額93万円、水道加入者分担金を簡易水道基金に積み立てさせていただくものでございます。以上です。

○議長（安倍 徹君）

国保診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

議案第20号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）。平成25年度東白川村

国保診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ912万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,340万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為補正」による。平成26年3月4日提出、東白川村長。

4 ページの第2表 債務負担行為補正の欄をお開きいただきたいと思います。

追加で事項、期間、限度額、ハンディ型血圧ガス分析装置、26年度から29年度まで、62万4,000円。持続陽圧呼吸療法装置、26年度から30年度まで、66万5,000円。血圧ガス装置につきましては、低肺酸素療法を施用される在宅で酸素ボンベを携行される患者さんの治療と健康管理を目的として導入する装置で、携帯型で動脈採血により血圧酸素濃度を測定し、pHのバランスと数値によりコントロールするものでございます。患者さんの健康管理につなげるもので、ベッドサイドや往診時に計測ができ、データを保管、管理する目的で整備するものでございます。

次に、呼吸療法装置は、睡眠時無呼吸症候群の判定と患者さんの治療を目的に導入する装置で、セッティングをして24時間監視し、記録データをもとに専門家が判断し治療に結びつけるもので、傷病の判明と効果的な治療に役立たせるものでございます。

6 ページの事項別明細書総括の朗読を省略し、8 ページの2. 歳入から御説明を申し上げます。

1 款 1 項 4 目保健予防活動収益、補正額70万円の減、1 節保健予防活動収益で、説明欄にございますように、予防接種受託料、特定健診等受託料の決算見込みによる40万円、30万円の減でございます。

1 款 2 項 1 目老健収益、補正額170万円、現年度分の徴収額の増でございます。決算見込みによる増でございます。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額1,000万円の減、一般会計から国保診療所会計へ繰り入れる運営繰入金の1,000万円の減でございます。

5 款 3 項 1 目国保事業勘定繰入金、補正額9万円の減、国保事業勘定繰入金で調整交付金の申請額による減でございます。

6 款 1 項 1 目繰越金、補正額23万7,000円の減、前年度繰越金の減でございます。

7 款 1 項 1 目雑入、補正額7,000円の増、母子センター入所者給食代ということで、お2人の方からの確定見込み額の追加でございます。

8 款 1 項 1 目指定寄附金、補正額20万円、診療所指定寄附金、補正額20万円、診療所指定寄附金20万円で、3名の方からいただいたものでございます。

10ページ、3. 歳出。

1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額35万、庁舎用燃料費等の単価の増額による燃料費の35万円の追

加でございます。

2款1項1目一般管理費、補正額300万円の減、医業一般管理事業のうち、職員手当等110万円、共済費80万円、賃金の110万円、それぞれ減額し、うち看護師手当、夜間看護手当10万円を増額するものでございます。

2目医療管理費640万円の減で、需用費のうち医薬材料費500万円と診療材料費、エックス線、在宅用酸素、その他診療材料費、合わせて140万円、合計640万円の決算見込みによる減でございます。

介護管理費、補正額27万円の減、介護事業費のうち、一般診療材料費30万円の減とその他の材料費3万円を追加して、差し引きで27万円の減額をするものでございます。

3款1項1目基金積立金、補正額20万円、寄附金をもとに基金積立金を20万円するものでございます。以上です。

○議長（安倍 徹君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第21号 平成25年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。平成25年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ86万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,453万4,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年3月4日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正から5ページの事項別明細書の総括のところまでの朗読は省略させていただきまして、7ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入。

4款1項一般会計繰入金86万6,000円の減、一般会計繰入金でございますが、広域連合の負担金の確定によりまして、事務費分が4万2,000円の減、それから保険基盤安定分が82万4,000円の減でございます。

それから次のページですが、3. 歳出、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額86万6,000円、後期高齢者医療広域連合への納付金として保険料分が82万4,000円、事務費分が4万2,000円、それぞれ減でございます。以上です。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

2点についてお伺いをいたします。

1点は、パチンコ台の廃材が処理できなかったということでございますけれども、これは環境に問題がないのかどうか。今後の廃材の処理をどのようにしていかれるのかがまず1点と、それから、先ほど社会福祉施設基金の設立でございますけれども、今の段階で何年度ぐらいを目安に整備を予定されておるのか、またとりあえず基金を設立して、その時点になったら整備を進めるというふうなお考えでおられるのか、この2点について伺いをいたします。

○議長（安倍 徹君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

パチンコ台の廃材の処理でございますけれども、当初の処理を請け負うという業者の岐阜県に対して申し出があったときは、あそこにあるものを新潟の工場へ運んで、プラスチック類とそれ以外のものと分別して、プラスチックごみについては、会社の中国にある工場へ輸出して、その代金で経費が賄えるので、こちらでは積み込みの費用だけを出してくれればいいということでございましたけれども、試し搬出で20トンぐらいを出しましたけれども、実際にその会社で分別をやってみると、あれは非常に細かく分かれていて、プラスチックと木材がくぎのようなものでくっついているものが非常に多くて、分別の経費が非常に多くかかってしまってとても採算が合わないので、1袋当たり1万円ぐらいを負担してもらわないとできないという回答が岐阜県のほうに参りました。400袋以上あるので、その分だけでも400万円以上かかりますし、それから、それ以外にも粉碎していないパチンコ台も何千台かございますので、非常に経費がかかっておりますし、今までの処理は全て当事者というか業者に全部出してもらっておって処理していただいたという経緯がございますので、今回の分だけたくさんのお金を村と県で負担するのはふさわしくないということで、最終的にできなくなりました。

それで、環境に対する影響ということでございますけれども、屋内に保管されているので、有害物質が漏れ出すという可能性は少ないというふうに県の環境課なども判断しております。

現在、経緯はそのようなところでございます。

○議長（安倍 徹君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

新年度予算の中で、村の村分の債務と、それから返還の関係で会計課長が資料をもって説明したことがあったと思いますけど、診療所のほうでは、29年ごろから返還金の元金のほうが少なくなっております。そういったことと、せせらぎ荘、診療所等、相当大きく経費を使用しないと整備できないような問題も考えられますので、そういった面も含めて、総合的に考慮してその時期を決めていけることになるかと考えておりますので、めどは29年、30年ごろになるんじゃないかということですが、よろしくお願ひしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（安倍 徹君）

3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

パチンコ台の廃材の件ですけれども、屋内にあるから大丈夫と。それは屋内であっても雨漏り等の心配はないのか、そこら辺もしっかりと見きわめられているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（安倍 徹君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

あの建物を外部からごらんいただきますと、屋根が雪の重みでちょっとへこんでいるようなところがございすけれども、中に私も入らせていただきましたけれども、中に漏っているというようなことは今のところはないというふうに思っております。

それから、パチンコ台の基板部分とか、お金になるところは全部取り外してしまって、あとプラスチック類と、木質部分だけとは言えないと思いますが、その部分が多いので、基板に含まれている重金属とかというようなものは、あそこにはゼロではないんですけれども、余り残っていないというふうに、私の意見ではなくて、県の総合庁舎の環境課と、岐阜県の廃棄物対策課も毎月1回ずつ現場を見に来ておりますけれども、現在のところそれほど心配はないというふうに県も判断しております。

○議長（安倍 徹君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

一般会計の支出、商工費のフォレストスタイル事業の補正の問題なんですが、これ、ちょっと予算書との連動がありますので、皆さんのお手元にあるとは限らないので説明しますと、25年度予算のベースですと、当初の場合、約759万円の使用料に対して、一般財源の持ち出しが2,532万7,000円になっています、これはどういう比率かという、全体の3分の1を使用料で賄うという予算組みです。ただし、今回の補正を加えますと、使用料が減額されて328万円です。それで、一般財源の持ち出しは補助金が入りましたおかげで1,660万になります。この比率は1対4になります。要は5分の1が使用料というふうに変化してしまいます。今回の補助金について質問の中に加えておきたいんですけど、今回のみなのか、今後もらっていただける可能性があるのかをちょっと伺いますが、もしなかったとした場合、これは補助金に入っていないと1対5、6分の1が使用料ということになります。

これはどういうことかといいますと、もう一回、さっきの補正予算の31ページのところを見ていただくとわかるように、使用料は約400万ほど減額されました。それに連動して報償費が400万ぐら下がっていますが、予算ベースで見ますと、使用料が約750万あるのに対して、報償費は1,700万あるわけです。ということは、1対1の比率でないにもかかわらず、使用料に対して1対1の比率

で報償費が下がっているというのは、流動経費の考えからしても何かおかしいことになっている。だから、結局固定費がどんどん残っている形です。何でこれを突き詰めたいかといいますと、フォレストスタイルにつきましては、民営化をそろそろめどにということですうっとやってきているわけですが、民営化にとっての最大のネックというのは、固定経費が残ってしまうことです。流動経費については、成果がどんどん落ちていけば、最終的にどうでもよくなるのでどっちでもよくなりますが、固定費というのは、実は業者にとってみると最大のネックになって、民営化をはばかられている点です。

今回、予算議会でもありますので、今の時点で予算の数字を出すのはちょっとおかしいんですが、参考までに、今回出されている予算のほうは、約480万の使用料に対して1,400万円の予算の数字が出ています。この比率が何と1対3です。どういうことかといいますと、前年度予算は1対2で出されていたものが、今回、決算へ向かって1対4、もしくは1対5に向かっていきます。そうすると、決算ベースでいうと1対5で落ちつくはずの事業が、何と次の予算書には1対3という、確かに1対2のときに比べると、1対3にしているから多少譲歩されているのはわかりますが、決算ベースで1対5になろうという事業が、こんな方向でどんどん行きますと、毎回毎回、甘目の予算をする補正で、実はごめんなさいといって固定経費が比率的にはね上がってしまう。これを毎回のように繰り返されて今日に至っています。実際に僕が議員になった年の予算ベースでは、1対1どころか、ほとんど使用料で全て支出が賄えるような、1対ゼロに近い予算でスタートしたのが、いきなり僕が入った年の最初の補正でどんと変わって1対1ぐらいになってしまいました。そこでとまるかと思いきや、今は決算ベースで1対5まで迫っています。

今回は補助金がたまたま入っていますので、うっかり補助金で惑わされそうですけど、実は1対5まで悪化してきている事業が、本当に民営化が可能かどうかということも含めまして、どんなお答えがいただけるか、ちょっとお願いします。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

今回の補正につきましては、手数料収入が、先ほど指摘がありましたように430万の減ということで、当初は750万ほどの予算で見込んでおりましたが、決算見込みとしては320ほどの手数料収入になる見込みでございます。

当初の目標としましては、30戸で計算しておりました。今回、見込みとしましては27戸ということで、3戸は減となりましたが、ほぼ近い線に来ております。そうした中で、フォレストスタイルの物軒というものが5軒という形で、このような減額になっております。会計の内容的にはいろいろ検討する要素があるかと思えますけれども、傾向といたしましては、本店の仕事をとる軒数がふえてきたということで、このフォレストスタイルをある程度クリアしながら、工務店みずからも仕事をとっていくという姿勢の一つのあらわれかなということで、今後の予算の方向にも考慮していきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（安倍 徹君）

桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

確かに言葉の言い方というのはすばらしいものがあって、ちょっと皮肉を言いたくなりますけれども、本来この事業は、もともと補助事業、要は工務店の自立心を養うための事業ではなくて、一定の営業力を、ICTを使いながら発揮していくと注文がふえるであろうと。その事業でスタートしたものが、いつの間にか工務店を育てるという別の事業になりつつある。だけど、これが実は育っていないという言い方をしたいのは、使用料が今のように、30戸から27戸、たった3軒減っただけなのに、いきなり使用料が全体の予算の半分以上減っています。これは何が起きているかというと、使用料を払うだけの力が売り上げに対して十分ないだろうと。その証拠に、報償費を要らないよと言ってくればそれはありがたいんですが、報償費は欲しいと。だから、使用料が400万減ったのに、報酬費も400万しか減っていないと。結局、欲しいものは欲しい、だけど、払うものが払えない。これを、工務店の力が育ってきたように説明されるとかなり憤慨ですし、もう1個は、何でこんなに一般の固定費が残っているかというと、報償費を目的とした補助金制度であれば、ほとんど経費はかかりません。ただし、これは営業部門だということで経費を大幅に詰められている結果、固定経費がこんなにはね上がっているんであって、単純にこれを民営化するというのはすごく危険で、そろそろ営業事業ではないということをお認めいただいて、これは補助事業として育ちつつあるんだということを前提に考えていただければ、予算を立てるときの内訳ですとか、例えば議会に対する説明が、当初の説明と決算が毎回毎回ずれて、そこにまるで目的が達成できたような説明が毎回くっついてくるというのは、非常にがっかりしております、今の課長の説明でも、あれ、そんな目的の事業でしたっけと、つい問い合わせしたくなるような回答になっていますので、今度は質問という形ですけど、もう一回冷静になっていただいて、本当に当初の目的とどうずれてきているのかということの御確認の質問をさせていただきます。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

フォレストスタイル事業につきましては、成果が上がっているのかどうかということだろうと思いますが、当初、初めて工務店の仕事をふやすという目的でふやしてきたわけですが、実は一番大きな工務店が倒産をいたしまして、たくさんやってくれるはずであったわけですが、残念な結果ではあると思いますが、あとの中小の工務店の方々が一生懸命頑張られて、ことしの軒数を見ますと、始めた当時のことを思うと格段にふえてきておると思っています。軒数はふえましたが、実は今の傾向といたしまして、1戸当たりの売上金額が小さいものが多い。業界に言わせると、駆け込み需要のおかげであろうということでもありますので、もう少し大きな請負金額のものが出てくるといいわけですが、駆け込み需要が終わるとそういうものが出てくるのかどうかということは、

私ども素人では判断がしかねるわけでありまして、民営化に対しても、基礎は少しずつ皆様方の工務店の意識というものをそちらへ向けていっておりますが、今、議員おっしゃるように、そんなに大きな成果があつて工務店が大きくなってきたというわけではございませんが、自分たちで頑張つてやらないかんという意識は芽生えてきております。これは、ちょっと大きな工務店が倒産したことによつても、みんなが頑張る気持ちを持ったのではないかと私は思っておりますが、そういう意味で、今後、それぞれ小さな工務店ではございますが、一固まりにやつてやるという意識は出てきておりますので、どうか少し温かい目で見たいなと、こんなふうに思つておるところでございます。

議員の御質問の意味もわかるわけでございますが、ぜひともそんなところで育ててまいりたいと、こんなふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（安倍 徹君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

おっしゃることはよくわかっているのは、4年前にも同じせりふを聞きつつ、毎回のよう同じせりふを聞き続けてきました。どうしても大切にしたいのは、大きなフォレストスタイル、工務店さんを応援するかどうかではなくて、何が言いたいかというと、要は1年間の予算の中で、当初と決算時期に必ず説明が違っている、予測が必ず外れている、これは1年間のことです。今まで僕が見ていると、補正の中でこんなに大きく金が動いていたり、こんなに大きく目的が変わっていく事業はほかには見当たらないぐらい、毎年の恒例行事のように1年間の中で大きく変わります。本来、1年間で変わったんでしたら、4年間も同じような目線で全体の計画を立てなきゃいけないはずなのに、どうして1年間で起きたことを毎年のように同じような課題をやっているのに、大きな流れを捉えたときにそれができていないか。

それは、決してだめだと言っているんじゃない、当然修正は必要です。修正してはいけないんじゃないんです。1年間で起きたことを、きちんと4年なり5年、10年を参考にした予算組み、計画に変えていただきたいにもかかわらず、毎回毎回同じようにのこぎりの歯のような修正が繰り返されてきて、案の定、今回も同じようなことがされています。今度予算委員会で予算審議に入っているときも、今は1年間の話ですので、補正については1年間の話をしています。予算審議のときには、残念ながら、僕は4年間、5年間、6年間の話をしなきゃいけないと思いますが、もしかしたら、せりふは時間の流れが違っているだけで、同じことを言わなきゃいけないような気がしています。ですので、質問の答えは予算審議の上でいただければ十分かもしれませんが、皆さんは、村長が言われたように、とにかく我慢してくれと。それは同じように毎回のよう聞きます。そうではなくて、1年間で起きたこと、例えば1カ月で起きたことを必ず参考にして、それを長い目で見て予算に反映させていただかないと、同じことが何回も何回も繰り返されてくるということになりますので、この質問を考えさせていただきたいので、今のでお答えがいただければお答えい

ただきたいですし、予算審議の中でまた答えていただくことがあればそのときでも結構です。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

フォレストスタイル、毎年当初予算を組んで目標を定めて、営業でございますので、固定経費は最小限で見込んで運営しておりますけれども、やはり状況によりまして、傾向としましては、だんだんと1戸当たりの建築費の減少が顕著になってきたということから、軒数的にはさほど落ち込みはないんですが、手数料等にも大きな影響が出てきておるということで、今後は消費税の問題もございますし、いろいろな状況を見ながら軌道修正するところはしていきたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（安倍 徹君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

今回の補正は減額補正が多いわけですが、これは年度末ということも考慮にあるかと思います。

その中で、20ページの地域情報化事業費のCATVの関連の予算なんですが、全部見てみますと、管理費、それから雇用の賃金、それから備品購入費、委託料全てが減額で、当初の予算の中には、CATVのほうもどれとどれとどれと、人件費がどれぐらいでいくというような精査した予算の中で組まれたとは思いますが、いかんせん全てが減額になって予算が使えなくなったということは反面いいわけですが、それでも一度立てた予算ですので、しっかりと精査してやっていただきたいと思います。

また、私もCATVのことで近隣町村との情報化ということも村長にお願いしましたけれども、いろいろな機械の不備というか、機械も入れなきゃならないようなことも答弁でおっしゃっておみえでしたけれども、そういった時代の流れというか、どれとどれを整備していけばいいというようなこともあると思いますので、もう少し減額なら減額で、何でこんな減額になったかというようなことも少しは補足説明していただければ私たちも納得するわけですが、いかんせん数字は全部減額でこうなりましたという報告だけでは、私たちも議員の立場としてちょっと納得しかねるところもあるんですけれども、その辺をどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（安倍 徹君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

CATVの賃金につきましては、年度の途中でやめられたということがありまして、減額になってきております。

それから、事業計画につきましては、10名ぐらいの審議会の方にどれを進めていくという御提案をいただいて、それに沿ってしております。その中で、備品購入費の事業につきましても、本来は

今年度やる予定でしたけれども、その部分だけではなくて、来年度の予算で変えさせていただくというふうに見直しをさせていただきましたし、近隣町村との、美濃加茂市などの番組もここで流せるように、今定住自立のほうのお金を使ってできないかということをやっておりますので、新年度にすぐということではありませんけれども、そのようになっていくと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安倍 徹君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 東白川村社会福祉医療施設等整備基金条例についてから議案第21号 平成25年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの8件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号 東白川村社会福祉医療施設等整備基金条例についてから議案第21号 平成25年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの8件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。55分から再開をいたします。

午後2時41分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（安倍 徹君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第22号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第27、議案第22号 権利放棄についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第22号 権利放棄について。東白川村が有する次の権利を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号に基づき議決を求める。平成26年3月4日提出、東白川村長。

1枚おめくりいただきまして、別紙を朗読させていただきます。

区分が水道使用料、年度、平成23年度、金額1万5,400円、債務者住所、氏名、〇〇番地、〇〇、権利放棄の理由、債務者の破産により。債務者につきましては、破産により会社を清算いたしました。それで、破産管財人に対して、村が有する債権につきまして交付要求をしておりましたけれども、村税等につきましては一部交付された部分もございますけれども、水道使用料については交付がされませんでした。法人が消滅しておりまして、回収の見込みが立ちませんので、村で有する債権を放棄したいというものでございます。

権利放棄につきましては、地方自治法に定める議決事項でございますので、議決をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認め、それで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号 権利放棄についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第22号 権利放棄については、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第28、議案第23号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

議案第23号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として法務大臣へ推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。平成26年3月4日提出、東白川村長。

記、氏名、安江吉信、生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ、住所、東白川村〇〇番地。

人権擁護委員の推薦についての提案理由でございますが、安江吉信さんは、平成23年7月1日に就任いただき、平成26年6月30日をもって1期目の任期満了になるところで、今回は2期目、再任推薦をお願いするものでございます。

安江さんは、人格、識見ともに高く、お人柄も温厚で人望も厚く、社会の実情にも精通されており、人権擁護委員として適任者でありますので、人権擁護委員として推薦したく、御提案申し上げます。御審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（安倍 徹君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第23号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎同意第1号から同意第3号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第29、同意第1号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてから日程第31、同意第3号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでの3件を一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

同意第1号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村固定資産評価審査委員会委員の任期満了につき次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。平成26年3月4日提出、東白川村長。

記、加茂郡東白川村〇〇〇〇番地、新田充、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。

同意第2号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。東

白川村固定資産評価審査委員会委員の任期満了につき次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。平成26年3月4日提出、東白川村長。

記、加茂郡東白川村〇〇〇〇番地、熊沢健、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。

同意第3号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村固定資産評価審査委員会委員の任期満了につき次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。平成26年3月4日提出、東白川村長。

記、加茂郡東白川村〇〇〇〇番地、今井直美、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。

同意第1号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村固定資産評価審査委員会委員の任期満了につき次の者を選任したい。同意を求めることについて、同意第1号の新田充様につきましては、再任をお願いするものです。長年村の職員として勤められ、固定資産評価につきましても精通されています。なお、固定資産の評価委員会の委員につきましては、固定資産の評価額につき、住民の方から異議があったとき、公平な立場で審査をいただくものです。任期は3年間です。

同意2号の熊沢健様におかれましては、再任をお願いするものです。熊沢様は、元村議会議員であり、議長経験もお持ちの方です。第4次総合計画の策定の折には、審議会委員として御尽力いただきました。

次に、同意第3号、今井直美様については再任をお願いするものです。今井様は、消防団本部幹部や自主防災会代表などの経験をお持ちの方でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから各案件を順次採決します。

初めに、同意第1号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第1号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第2号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについ

てを採決いたします。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第2号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第3号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

◎同意第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第32、同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを議題とします。

地方自治法第107条の規定により、今井保都君の退場を求めます。

〔5番 今井保都君 退場〕

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求める。平成26年3月4日提出、東白川村長。

記、氏名、今井保都、生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ、住所、東白川村〇〇〇〇番地。

今井保都様につきましては、病院時代から引き続き委員としてお願いをしておりました。今井様は、医療、福祉にも見識も高く、診療所事業改革委員会委員もお務めいただきました。診療所運営委員として適任でございますので、選任同意につき認定賜りますようお願いをいたします。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意については、これに同意することに決定いたしました。

今井保都君の除斥を解除します。

〔5番 今井保都君 入場〕

今井保都君に、東白川村国保診療所運営委員選任につき議会が同意したことを報告いたします。

◎同意第5号から同意第8号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第33、同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてから日程第36、同意第8号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてまでの4件を一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求める。平成26年3月4日提出、東白川村長。

記、氏名、安江作郎、生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ、住所、東白川村神土〇〇〇〇番地。

同意第6号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求める。平成26年3月4日提出、東白川村長。

記、氏名、安江登美子、生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ、住所、東白川村〇〇〇〇番地。

同意第7号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求める。平成26年3月4日提出、東白川村長。

記、氏名、古田紀代子、生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ、住所、東白川村神土〇〇〇〇番地。

同意第8号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求める。平成26年3月4日提出、東白川村長。

記、氏名、安江勲、生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ、住所、東白川村〇〇〇〇番地。

以上4名の方々は、診療所運営委員として再任をお願いするものでございます。病院時代から引き続き委員としてお願いをしており、4期目となる安江作郎様、安江登美子様、古田紀代子様、民生部門の医療、福祉等の分野において見識も高く、診療所運営委員として適任でございます。また、安江勲様には2期目となります。皆様もよく御存じの方で、現在、神土平にお住まいで、宅配業務の傍らで、民生委員としても御活躍をいただいております。民生住民福祉の面で精通した見識をお持ちで、貴重な御意見がいただける適任者でもあると存じます。選任同意につきまして認定賜りますようお願いをいたします。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから各案件を順次採決します。

初めに、同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意については、これに同意することに決定しました。

次に、同意第6号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第6号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意については、これに同意することに決定しました。

次に、同意第7号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第7号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意については、これに同意することに決定しました。

次に、同意第8号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第8号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意については、これに同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。次回は3時30分から開催いたします。

午後3時20分 休憩

午後3時29分 再開

○議長（安倍 徹君）

休息前に引き続き会議を開きます。

◎議案第24号から議案第53号までについて（提案説明）

○議長（安倍 徹君）

日程第37、議案第24号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第66、議案第53号 平成26年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの30件を、新年度予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

本日ここに、平成26年東白川村議会第1回定例会に平成26年度予算案及び関連する諸議案を提出し、議員の皆様にご審議をお願いするに当たり、村政運営に当たっての所信の一端を述べ、議会を通じて村民の皆様にご理解と御協力をお願いする次第でございます。

第1章 国の予算編成動向

平成26年度政府予算案は、経済成長につながる施策を実行していくとともに、未来に向けて持続可能な制度を構築し、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の好循環を達成していくことが必要であると、社会保障を初めとする義務的経費を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策の重点化を図るとしています。

一般会計の総額は、前年度比3.5%増の95兆8,823億円と、過去最大となっております。政策的経費である一般歳出は56兆4,697億円で前年度比4.6%増となっており、そのうち公共事業関係費は同12.9%増の5兆9,685億円となっております。一方、社会保障関係費は同4.8%増の30兆5,175億円と初めて30兆円台に突入し、一般歳出に占める割合は54%となっております。

地方財政計画では、地方が安定的な財政運営を行うための財源である地方税、地方譲与税、地方交付税等の地方一般財源総額は1%増の60兆3,577億円で、平成25年度と同水準を確保したとされておりますが、村にとって最も重要な財源である地方交付税等については、一般会計からの支出額（入り口ベース）では同1.5%減の16兆1,424億円と4年連続の減額になっており、前年度からの繰越金等を加算した地方交付税の総額は、出口ベースで16兆8,855億円となりましたが、前年度より

1,769億円の減額となっています。

第2章 岐阜県の動向

岐阜県においては、深刻な財政難にあったことは周知のところでございますが、岐阜県行財政改革アクションプランの取り組みにより、持続的な財政運営の道筋がつきつつあり、当面の政策課題に対応しつつ必要な歳出抑制を継続し、めり張りのある財政運営を行うとされております。

しかしながら、県税収入や地方交付税などの伸びが見込めない中で、各年度30億円から50億円の自然増が見込まれる社会保障関係費に対処することに加え、成長・雇用戦略の展開や安全・安心の社会づくりなどさまざまな政策課題への対応を検討しなければならないなど、例年以上に不透明で多くの課題を抱えているとされております。

第3章 本村の予算編成の基本方針

平成26年度の予算編成に当たっては、次の基本方針に基づいてでき得る限り積極的な予算編成に取り組みました。

1. 第4次総合計画後期基本計画期間の目標に掲げた人口減少に歯どめをかけることを実現するための積極的な予算編成を目指す。

2. 環境や景観の保護活動を通じた里山の保全といった地域資源を生かした取り組みに力を注ぎ、持続可能な美しい東白川村を残していくように努める。

全体を通して規律ある財政運営を行うこととし、安易に前年度予算を踏襲することなく、費用対効果の観点から内容を精査するとともに、新規事業においては全体的な視野に立っての事業見直し等を行い、財源を確保した上で取り組むこととしました。

第4章 予算関連議案の概要

本議会に提出します平成26年度予算関連議案件数及び会計別予算規模は、次のとおりであります。

第1 提出議案件数

予算関係7件、条例関係23件、合計30件。

第2 一般会計予算額

一般会計予算額は、前年度と比べ4億5,000万円増の25億2,000万円、前年度比21.7%増となり、内容の充実した予算を編成しました。

第3 特別会計予算額

国民健康保険特別会計3億5,200万円、介護保険特別会計2億8,960万円、簡易水道特別会計2億5,000万円、下水道特別会計2,250万円、国保診療所特別会計2億7,860万円、後期高齢者医療特別会計3,660万円、以上、特別会計予算総額は、前年度と比べ2,770万円増の12億2,930万円、前年度比2.3%増となりました。

第4 各会計予算額の合計

一般会計並びに特別会計の予算総額は、前年度と比べ4億7,770万円増の37億4,930万円、前年度比14.6%増となりました。

第5章 予算の概要

第1 一般会計

歳入では、村税は景気の動向が不透明ではあり、25年度の実績を考慮し、前年度比4.2%増の1億9,801万円で計上しております。地方消費税交付金は、消費税率の改正分を見込んで前年度比70%増の3,910万円を計上しております。地方交付税は、地方財政計画で減額が見込まれておりますが、臨時費目の地域の元気創造事業費分による増を見込み、前年度と同額の9億1,500万円といたしました。国庫支出金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、臨時福祉給付金事業費補助金、子育て世帯臨時特例給付金給付事業補助金の新規補助金や社会資本整備総合交付金、防災安全交付金などの継続補助金を予定して、前年度より3,986万円増の1億3,111万円を計上しております。県支出金は、県単急傾斜地崩壊対策事業補助金、清流の国森林・環境基金事業費補助金で増額したほかに、岐阜県市町村再生可能エネルギー等導入推進費補助金、新規就農総合支援事業補助金等を計上し、前年度より1億2,065万円増の2億5,720万円を見込んでおります。

村債は、公債費負担適正化計画の範囲内で有利な過疎対策債を主に活用してまいりますが、ソフト事業では高校生通学等支援事業や農地流動化奨励金、高齢者等外出支援事業等に3,750万円を、CATV施設の機器更新や自然災害防止事業のほか、防災行政無線デジタル化事業、中川原水辺公園駐車場整備事業、製茶機械等導入事業などハード事業の財源として3億780万円を計上し、これらに臨時財政対策債6,000万円を加えた総額は、前年度より2億910万円増の4億530万円となっております。

また、繰越金に25年度の財政運営の状況を踏まえ、前年度より4,924万円増の4億2,592万円を計上し、収支のバランスをとりました。

歳出では、第4次総合計画の後期基本計画に掲げた定住人口対策と住みよい東白川村を実現するための予算と位置づけ編成をしました。

住みよさの観点からは、前年度から医療費の無料化を18歳までに拡大しておりますし、高校生の支援も拡充しておりますので、引き続き実施してまいります。また、村営住宅の建設やCATV施設の機器更新、公図のデジタル化も継続実施いたします。日本で最も美しい村関連事業としまして、森林・環境税を財源とした遊歩道の開設や道の駅等に東白川村をPRする看板を設置する事業を計画しております。

環境対策では、河川の草刈りなどを計画的に進める事業や地域での環境整備作業への助成を継続して実施し、河川清掃や危険木除去事業とあわせて美しい東白川村づくりに努めてまいります。

産業振興対策では、新たな取り組みとして県営中山間農業基盤整備事業や茶業経営安定化基金造成への支援を計画しております。また、新規就農育成支援事業、茶業関係機械整備への助成、フォレストスタイル事業の推進などを積極的に進めてまいります。

安全・安心の村づくりの観点からは、防災等の関連で防災行政無線のデジタル化、消防小型動力ポンプの更新、太陽光発電による防災対策事業、県単急傾斜地崩壊対策事業、橋梁修繕工事等を実施し、医療関連でインフルエンザ予防接種の全額助成の継続や診療所の医療機器の更新などを実施してまいります。

優しさや心の豊かさの観点からは、子育てや福祉関連で、消費税率引き上げに伴う対策で、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の交付事業の実施や、サンシャイン美濃白川が実施する地域密着型特別養護老人ホームサテライト型施設との連携を図るとともに、将来に備え、関連します施設等の整備についてプロジェクトチームを設置して検討いたします。

教育関連で、教育委員会への教育指導主事の設置、小・中学校への防犯カメラシステムの設置、小学校運動場修繕工事の設計、中学校教材用パソコンの更新等を実施し、教育環境の整備も進めてまいります。

歳出の性質別では、全体の多くを占める人件費において、一般行政職2名と保育士1名の新規採用や教育指導主事の採用及び共済費負担率の増などの結果、給料、手当、共済費等は前年度に比べて増額となっております。なお、特別職と議員の期末手当のカットは継続しております。

賃金は、臨時職員の処遇改善を行いました、地域おこし協力隊の減員により減額となっております。

報償費は、出産祝い金や有害鳥獣対策費等を計上しておりますが、フォレストスタイル事業の建築軒数の見直しにより減額となりました。

委託料は、GIS公図管理システム構築や地籍調査委託、保育園給食業務委託等を計上しておりますが、社会保障・税番号制度の実施に伴う住民記録システム改修委託、子ども・子育て支援事業計画策定委託、村道杉林線測量設計委託等の増額により、前年度に比べ4,261万円増の1億9,682万円を計上しております。

工事請負費は、防災行政無線デジタル化整備や再生可能エネルギー導入事業による太陽光発電施設設置工事、定住促進住宅建築工事、県単排水路修繕工事、林道橋梁修繕工事、中川原公園駐車場整備工事等を実施する予定であり、前年度に比べて3億5,343万円増の4億9,361万円となっております。

備品購入費は、戸籍電算化システムの更新、消防小型動力ポンプの更新、中学校教材用パソコンの更新等を計画しておりますが、霊柩車の更新等が終了しており、前年度に比べ689万円少ない3,612万円を計上いたしております。

負担金、補助金は、可茂衛生施設利用組合負担金、可茂消防事務組合分担金、後期高齢者医療給付費負担金、中山間地域等直接支払交付補助金などの各種負担金等を計上しておりますが、新たに地域密着型特別養護老人ホーム建設負担金、茶業経営安定化基金造成補助金、製茶機械更新補助金、県営中山間農業基盤整備事業負担金を計上したことにより、前年度より1億686万円増の4億742万円となっております。

扶助費は、障害者自立支援事業、児童手当、老人ホーム入所者措置費等を計上しており、58万円増の1億3,578万円となっております。

村債の償還元金や利子は、前年度より1,753万円ほど増加しております。

繰出金は、国民健康保険特別会計への法定外繰り出し及び簡易水道特別会計の施設整備費分等が減額となり、6,725万円減の2億7,405万円を繰り出すことにしております。

第2 特別会計

特別会計では、継続して6つの特別会計を運営してまいります。

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計とも健全な運営を目指してまいります。簡易水道特別会計は、計画的に施設の営繕や設備の更新を行う予定であります。国保診療所特別会計は、老朽化した医療機器等の計画的な更新を図り、診療所改革委員会の答申及び経営診断を踏まえて、一層村民の医療と介護のニーズに応えるよう努めてまいります。下水道特別会計は、各組合と連携して安定した運営に努めます。

第6章 一般会計の体系別概要説明

本章の説明は、総合計画における基本計画の体系に沿って説明いたします。

第1 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

1. 中山間地域等直接支払推進事業等の継続推進。第3期対策の最終年度となる中山間地域等直接支払推進事業や、3年目となる農地・水保全管理支払交付金事業、森林整備地域活動支援交付金事業等を継続して実施し、当村の大切な資産である農地と森林を守る事業を推進してまいります。

2. 農林業振興策。農地流動化奨励金制度は申請面積が拡大しており、耕作放棄地対策事業として有効であると判断しており、引き続き実施してまいります。また、凍霜被害や販売価格の低迷で苦境にある茶業振興については、経営の安定化を図る茶業経営安定化基金造成や製茶機械更新への補助金、県営中山間農業基盤整備事業による茶園造成を行い、茶生産の効率化を図ってまいります。

被害が拡大している有害鳥獣対策では、捕獲柵購入補助金を継続するとともに、イノシシの捕獲頭数を130頭予定しております。また、モデル事業として集落で有害鳥獣対策に取り組む事業も計画しております。担い手対策として、県制度のあすなろ農業塾の参加者を対象に、トマトの新規就農支援及び新規就農育成支援事業の青年就農給付金制度を実施してまいります。

林業振興では、年間を通じて林道、作業道管理を行う事業を継続して実施するとともに、前述の森林整備地域活動支援交付金事業を継続し、森林の付加価値を高めるよう努力してまいりたいと考えております。このほか、広域林道開設促進や「清流の国ぎふ」森林・環境税事業では尾根筋伐採や遊歩道の開設にも力を注いでまいります。

3. 地籍調査事業。県行財政改革アクションプランが終了しましたが、重要施策についても見直しを講じるとされており、県補助金の減額が見込まれるので前年度より事業量を若干減らしましたが、親田及び黒淵地区を中心に進捗率の向上に努めます。

4. 商工業振興策。中小企業退職金共済制度への加入促進の支援や商工業設備資金利子補給制度を継続実施いたします。また、商工会への支援を行うとともに、商品券発行事業を継続して支援してまいります。

第2 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

1. 県単土地改良修繕事業。県単かんがい排水事業に取り組み、近年の豪雨による侵食が激しい中通り排水路の修繕工事を実施します。また、県単農道舗装工事として神付農道舗装工事を実施いたします。

2. 急傾斜地崩壊対策事業。県事業で診療所裏の急傾斜地対策を、県単補助事業で上小林の急傾斜地対策事業を継続推進してまいります。

3. 危険木除去事業。家屋や道路に被害が出ると思われる松枯れなどによる危険木の除去を積極的に推進します。

4. 防災対策事業。震災、台風などによる防災対策として、防災行政無線のデジタル化や役場等の公共施設に太陽光発電パネル、蓄電池等を設置し、村民の皆様の安全確保に努めます。また、消防団については、団員の確保に努めるとともに、消防施設の充実を図り、団の活動を支援してまいります。

5. 道路橋梁維持事業。社会資本整備総合交付金事業を活用し、26年度は南北橋の修繕工事、神矢橋修繕調査委託、村道杉林線測量設計委託や村道の維持修繕工事を計画しております。

6. 地域活性化策。フォレストスタイル事業は、2年後の民営化に向けてスリム化を図ってまいりますが、引き続き木造建築関連事業を主要産業と位置づけ、木材産業の振興を図ってまいります。また、地域おこし協力隊活動では、地域力の維持・強化を図るため、村内商品の販売や空き家対策など引き続き地域の活性化に取り組んでまいります。

7. 人口対策推進事業。村営住宅の建設、I・Uターン者の定住のための助成、出産祝い金事業を引き続き実施し、人口対策の促進を図ります。

8. 太陽光発電システム設置事業。自然環境に優しい太陽光発電設備の設置をさらに奨励するため、引き続き設置費の一部を助成する事業を実施してまいります。

9. 定住自立圏構想の推進。美濃加茂市と締結した定住自立圏の形成に関する協定に基づき、より快適で幸福な暮らしの実現のため、さまざまな政策分野において連携し、民間の意欲と発想を積極的に引き出し、圏域全体の活性化につなげます。

10. 地域情報化対策事業。情報通信基盤機器は事業開始から10年目を迎え、一部の機器が耐用年数を過ぎてきております。情報通信基盤管理運営協議会の答申に基づき、26年度は番組自動送出設備の更新を計画しております。

第3 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

1. 高齢者等外出支援事業。お年寄りの外出時の交通安全対策のほか、地域間交流での生きがいづくりや診療所、中核病院、透析治療への通院支援、さらに外出自体に御苦労されておられる方への買い物支援等を実施し、外出支援車両を有効に活用してまいります。

2. 予防接種事業。インフルエンザの集団感染を防ぐために、1歳児から中学生までと生活保護世帯等はワクチン接種費用の全額助成、高齢者は、費用負担を管内市町と同額にする軽減措置を継続実施するとともに、インフルエンザ予防接種の広域化への対応を実施します。また、その他の予防接種についても総合的に推進し、感染症の予防に努めてまいります。

3. 福祉生活支援事業。高齢者世帯を中心とした低所得世帯の村内消費の一助となる政策としてつちのこ商品券配付事業を実施します。在宅で常時おむつを使用している家庭や乳幼児がいる子育て中の家庭に、可燃ごみ袋無料配布を引き続き実施し、生活の支援に努めてまいります。また、消

費税率の引き上げに伴う事業として、臨時福祉給付金給付支援事業を国の指導に基づき適正に実施します。

4. 障害者対策、高齢者対策事業。障害のある人が地域生活を安定的に過ごすため、前期計画の達成度を調査分析し、住みなれた土地で誰もが安心して暮らせるように、第4期障害福祉計画を策定します。また、老人クラブの運営を引き続き支援するとともに、国・県の制度に沿って福祉施策を総合的に推進するよう努め、管内市町や関係機関と連携を図りながら各種支援策を実施してまいります。

5. 子育て支援事業。みつば保育園では、園児用の机と椅子の更新を行い、園児の保育環境を整備してまいります。また、消費税率の引き上げに伴う事業として、子育て世帯臨時特例給付金事業を国の指導に基づき適正に実施いたします。

第4 こころの「ゆたかさ」のあるむらづくり

1. 高校生の支援事業。高校生通学支援事業として白川町と協力して通学バスを運行するとともに、人口対策と地域の活性化を目的とした事業では、自宅から通学する高校生への交通費の助成、下宿や寮で生活している家庭の支援、村内に住所を有する高校生等の医療費無料化を引き続き実施してまいります。

2. 小・中学校運営。教育委員会へ指導主事を設置し、小・中学校の運営を支援するとともに、防犯カメラシステムを設置し、児童・生徒の安全確保に努めます。また、小学校については、運動場修繕工事の設計委託費を計上し、児童が安全に伸び伸びと活動できる環境整備に努め、中学校については、教材用パソコンを更新し、教育環境を整備します。

3. 公民館講座事業。生涯学習のきっかけづくりとして、芸術鑑賞等への機会提供を目的としたお出かけ公民館講座や、文化協会との協働開催による講座を実施します。

4. はなのき会館ホール事業。2年に1度文化講演会を開催しておりますが、26年度は、スポーツ関係講師による講演会を計画しております。

第5 健全な行財政運営に向けて

1. 定員管理の適正化。26年度は職員を3名と教育指導主事を採用しますが、常に業務改善を行いながら適正な定員管理を行ってまいります。

2. 経費の節減合理化。經常経費につきましては、消費税率の引き上げなど厳しさが予想されますので、徹底した節約を行い経費増を防いでまいります。

3. 税及び使用料等の徴収率の改善。村税や国保税、水道使用料等の徴収率の改善のためには、納税者の納税意識の高揚を図るとともに、地方税法等に基づいた厳しい措置をとらざるを得ない状況にあります。引き続き中濃県税事務所と協力して、県・市町村徴税吏員併任制度を実施し、共同で滞納整理を行います。また、時効の管理、債権等の差し押さえ、土地開発基金の活用による山林等の不動産の換価方策の整備などの対策を引き続き実施してまいります。

4. 村有財産の管理。村有林の下刈り、除間伐作業を実施し、適正な村有林管理に努めます。また、村外者等の所有する譲渡希望山林の村有林化も順次実施してまいります。

5. 第5次総合計画策定。平成27年度からスタートする第5次総合計画の策定については25年度から取り組んできましたが、26年度は、課題別でのワークショップ形式による計画内容の検討や、パブリックコメントにより村民の皆様の意見を適正に反映させ、計画を制定することとしております。総合計画は、全ての計画の基本となる最上位計画であり、村の目指す将来像と将来の目標を明らかにする重要な計画ですので、地域の課題を明らかにした実効性のある計画策定に努めます。

第7章 特別会計の予算概要説明

第1 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計は、加入者745人（前年度764人）を想定し予算編成しております。主たる財源であります保険税は6,533万円で税率を据え置きしましたが、前年度と比べ4.4%減となりました。

予算額は、被保険者数が減少したため、前年度より1.9%減の3億5,200万円となっております。

国保会計の運営課題は、加入者一人一人の健康増進です。これからも国保診療所と連携し、今まで以上の予防、健康指導を通し早期発見、早期治療に取り組むことといたします。特に、生活習慣病予防を目的とする特定健康診査の受診率向上を図るため、受診時の自己負担額の一部引き下げを行います。

また、保険税等の未納対策につきましては、保険事業は相互扶助であることを十分説明し、理解していただき、村税とあわせて収納率の向上に努力するとともに、地方税法で認められた強制執行なども実施いたします。

第2 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、第1号被保険者1,034人を想定し予算編成をいたしました。基準となる月額保険料は、第4期事業計画期間の料率を据え置き、第5期の平成24年度から平成26年度まで同額で計画しております。本年度は、平成27年度からの第6期事業計画策定の年となり、国では大幅な制度改正が予定されております。介護保険制度の健全運営と利用者へのサービスを安定的に供給することが行政の責務と認識し、努力を重ねてまいります。

予算額は2億8,960万円で、前年度と比べ13.7%増となっております。

第3 簡易水道特別会計

簡易水道は平成4年度に事業着手し、現在の給水件数977件で、全村に給水しております。また、大明神水系の施設の一部が老朽化したため、前年度に引き続き4年計画で国庫補助を受けて機器更新を行います。26年度はおよそ9,800万円で大明神浄水場、低区配水池、小峠配水池、穴沢ポンプ場等の機器更新を行います。国庫補助対象外の施設についても修復の時期になっているため、少しでも長く使用できるよう適切な維持管理及び改修工事を進め、安全で清浄な水道水の供給に努めてまいります。水道使用料は、消費税の率引き上げに伴い改定を行いますが、利用者の負担がふえないよう料金の見直しもあわせて実施します。

予算額は2億5,000万円で、建設事業費の増により前年度と比べ1.5%増となっております。

第4 下水道特別会計

下水道施設として4施設の小規模集合排水処理施設の管理を行っており、受益戸数は、宮代地区19戸、平西地区34戸、平東地区23戸、平中地区22戸、合計98戸となっております。各組合の御尽力により安定した運営をしておりますが、住宅を解体して転出されるなど一部加入者の減少が見られますので、各組合が引き続き安定した経営を行えるように対策を講じてまいります。

消費税の転嫁につきましては、個別の浄化槽使用者の維持経費と比較して1人当たり使用料が割高な組合も見られ、また下水道会計の収入額が消費税の対象額以下で課税されていないため、使用料改定を見合わせることにしました。

予算額は2,250万円で、前年度と比べ2.3%増となっております。

第5 国保診療所特別会計

診療所は、地域の医療センターとしての責任と村民の皆様からの期待を認識し、村民の疾病治療、健康管理に職員一丸となって努力してまいります。

診療所へ機能転換を図って7年目となります。介護老人保健施設にして5年目となります。医師確保の課題も続きますが、診療所事業改革委員会の答申に沿って経営改善に努め、専門機関の調査分析結果を生かし、診療所の将来のあり方を含め研究・検討を進めてまいります。

医療事業費のうち、医療機器等の整備費が前年度より1,127万円減額しております。また、職員の処遇改善の観点から老人保健施設夜間勤務手当の見直しを計画しました。予算額全体では2億7,860万円で、前年度と比べ2.1%減となっております。引き続き総合計画・実施計画に沿って、順次診療体制の整備・充実に努めてまいります。

第6 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、75歳以上の方と65歳以上75歳未満で一定の障害がある方640人（前年度643人）を想定し、保険料の徴収及び申請書の受け付け事務等に係る経費を計上いたしました。

予算額は3,660万円で、前年度と比べ3.4%増となっております。

第8章 むすび

以上のとおり、平成26年度における村政の運営と主たる事業並びに予算の概要を御説明申し上げましたが、予算に関連します各種条例改正も上程しておりますので、慎重審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

25年度は、幸いにも大きな豪雨災害が発生しておらず安堵しているところではありますが、昨今の異常気象は、いつどこで災害が起こるかわからない状況であります。このような有事に対する備えをしてまいらなければならないと考えております。

26年度の予算総額は37億4,930万円となり、4年連続で30億の大台を超えました。一般会計も7年連続の増加となる予算となっております。これで万全とは到底まいりませんが、今後も基金の積み立てや公債費の管理を行い、適正な財政運営に努めながら地域の経済や村民の皆様の生活が少しでも向上するよう、職員とともに知恵と汗を出して東白川村を運営してまいる所存でございますので、村民の皆様、議員の皆様の格段の御指導と御協力をお願い申し上げ、平成26年度予算の説明といたします。平成26年3月4日、東白川村長 安江眞一。どうもありがとうございました。

○議長（安倍 徹君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、あす3月5日の本会議は、午前11時30分から開催いたしますので、お願いいたします。

本日はこれで延会します。

午後4時16分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

